

平成26年 3月11日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
-----	-------	-----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	佐藤勝義
民生部長兼 福祉事務所長	山田英夫	開発部長	石川敏彦
教育部長	服部忠昭	総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹
総務部次長兼 防災安全課長	伊藤久幸	民生部次長兼 健康推進課長	服部誠
民生部次長兼 福祉課長	前野幸代	民生部次長兼 介護高齢課長	佐野隆
開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳	開発部次長兼 下水道課長	三輪眞士
会計管理者兼 会計課長	渡辺安彦	教育部次長兼 生涯学習課長	八木春美
監査委員 局長	松川保博	財政課長	石田裕幸
秘書企画課長	山口精宏	税務課長	伊藤好彦
収納課長	山守修	市民課長兼 鍋田支所長	平野進

十四山支所長	花井明弘	保険年金課長	平野宗治
環境課長	鈴木浩二	総合福祉センター 所長	佐野隆
児童課長	渡辺秀樹	農政課長	半田安利
土木課長	橋村正則	都市計画課長	竹川彰
学校教育課長	立松則明	図書館長	奥田和彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤邦夫	書記	佐野智雄
書記	浅野克教		

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（佐藤高清君） おはようございます。

開議に先立ちまして、報告いたします。

本日3月11日は、東日本大震災の発生から3年を迎えます。地震発生時刻である午後2時46分に合わせ、1分間の黙祷をささげたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、炭竈ふく代議員と山口敏子議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず横井昌明議員、お願いします。

9番（横井昌明君） 9番 横井でございます。

私は、通告に従って一般質問を行いたいと思います。

まず第1次弥富市総合計画及び中期財政計画について、質問させていただきます。

総合計画とは、弥富市の全体及び各分野の今後の方向性を示すものであり、市民と行政の共通の目標となるとともに、全ての行政活動の基本となるものであります。国で言うならば日本国憲法でございます。その地方自治版でございます。

第1次総合計画は基本構想が平成21年から平成30年までの構想で、その構想の施策である基本計画の後期分、後期計画は平成26年から平成30年までの5カ年であり、基本計画を具体的に実施する事業や事業費を定めたものが実施計画で、毎年度見直しを実施するものであります。

まずは基本的なことを質問させていただきます。

今まで総合計画とは市民と行政が弥富市の進むべき今後10年間の方向を示し、全ての行政活動の基本となるもので、弥富市の最上位計画として位置づけられておりましたが、地方自治法改正により、同法第2条第4項において、基本構想の策定の義務がなくなりました。私も地方自治法を確認しましたが、確かに条文は削除されております。

それでは、総務省はそれにかわるべき何かを要求しているのか、単なる廃止されたのであるか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 地方自治法の第2条第4項において基本構想の策定が義務づけられておりましたが、地方自治法の改正によりその策定義務はなくなりました。この廃止後、それにかわるものとしての決めはございません。

本市といたしましては、総合計画は従来から市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、市民にまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、法的な策定義務がなくなっても策定していくべきものと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 総合計画は、今後も以前と同じように最上位計画であるという説明であったと思います。

では次に、総合計画と予算関係について、基本的なルールをお尋ねしたいと思います。

3年ごとにローリングする実施計画の項目や事業は、毎年当初予算に反映しているとお聞きしております。逆に、実施計画に掲載されていないものは予算計上ができないものとお聞きしております。

実施計画の資料を見ますと、事業費は片や2万円から片や数億円まで、また補助団体が一部上がっている、上がっていない団体もたくさんございます。何か基準を設けているのか、また実施計画にないものは今年度予算に計上されていないのか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 実施計画は基本計画に基づき、具体的に実施する事業の内容や優先順位、財源等を示したもので、計画期間は向こう3年間とし、成果指標等の改善状況や急速に変化する社会経済情勢の変化などを踏まえ、より効果の高い実施方法や新しい事業を常に検討する必要があることから、毎年度見直しを行い、新たな事業の取り組みが必要となった場合は実施計画に対象事業として掲げております。したがって、この実施計画に掲載がないから予算計上ができないというものではありません。

実施計画の対象事業でございますが、本市の将来像を実現するため効果が高いと判断した事業のうち、事業費が500万円以上の事業、そのほか1つとして計画期間に新規に実施する事業、基本構想における「やとみ重点構想」に掲げた事業を対象事業として掲載いたしております。

したがって、新規事業や基本構想「やとみ重点構想」に定められた事業は、500万円未満の事業でも掲載をすることとしております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） それでは、弥富市の総合計画の後期基本計画についてお尋ねしたいと思います。

第1章「定住と交流、活力を生むやとみ」について、質問いたします。

これにつきましては、後期計画の24ページでございます。

現状と課題の中で、本市は平成22年に農業振興地域整備計画の見直しを行いました。今後とも社会経済情勢の変化や市民ニーズの動向に応じ、土地利用関連の総合調整を行い、これに基づく計画的な土地利用を進めていく必要があります」とあります。主要施策では、「土地利用に関する総合調整で、社会経済情勢の変化や市民のニーズ、動向に応じ農業振興地域整備計画の見直しを行うなど、土地利用関連計画の総合的調整を図ります」とあります。

実は、土地利用につきましては関連法令としまして都市計画法、農地法、それから農業振興地域整備に関する法律の3法がございます。この中で、どの法律もクリアするのは大変難しいと思いますが、一番難しいのは農林水産省の農林部が管轄する農振法であると思います。反面、市街化調整区域、要するに農振地域については農林水産の補助金が交付されております。市街化調整区域の農用地区域、優良農地から市街化区域に編入することが農業振興施策と相反する施策なので非常に難しいと思われま。

それでは市街化調整区域　これは農用地区域でございますけれども　の農地の優良農地化、要するに農用地の設定率はどれくらいあるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高君）　石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君）　それでは、横井議員の御質問に対して答弁をさせていただきます。

農用地の設定率についてでございますが、平成25年12月1日現在で、農業振興地域の面積が3,511ヘクタールでございます。そのうち農用地、いわゆる青地でございますが、面積が1,848.4ヘクタールでございます。したがって、農用地の割合は52.6%になります。以上でございます。

議長（佐藤高君）　横井議員。

9番（横井昌明君）　市街化調整区域の農用地は優良農地でございますけれども、52.6%ということをお聞かせいただきましたが、合併する前、十四山地区のたしか100%ぐらいあった。で弥富地区のほうが低いものでこの数字だったと思うんですけれども、優良農地がたくさんあるということが大変農業に対して有利なことだと私は思います。

土地利用については、第5章の農業振興地域計画との関連がございますので、また5章でお尋ねしたいと思います。

次に、市街化区域の計画的整備についてお尋ねします。これは後期計画の27ページでございます。

この前、私の友達が名古屋からやってきました。まず第一声は、弥富はまだまだ田舎だなあと言うんです。どうしてだと尋ねると、弥富の近鉄の駅から北を見ると、枯れたアシがい

っぱい生え原野のようだ。また弥富は夜になると大変暗いと。まだまだ節電を継続しているのかという僕との会話でありました。なるほどなあと思いました。

そのことについて、市街化区域の計画的整備についてお尋ねしたいと思います。

市街化区域の計画的整備の2で、「弥富駅周辺基本構想基本計画に基づき、JR、名鉄弥富駅の橋上化及び駅周辺の道路整備及びバリアフリー化」とありますが、近鉄弥富駅北にある田や重要河川等の整備はどうされるのでしょうか。もちろん駅周辺の再区画整理やJR、名鉄の連絡通路と一体的に整備するのはベストであると思います。

しかし、私はほかの案と切り離し弥富駅北の区画整理を優先させるべきであると思うがどうでしょうか。弥富にある唯一の未開発の土地であると思います。また、この地域を流れる準用河川の鯛浦川は相当埋まってきております。河川管理者は現場を確認され、早急にしゅんせつするなり、しかるべき対処をすべきであると思いますが、どうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、御質問の答弁をさせていただきます。

最初に、近鉄弥富駅北にあります田の準用河川の整備等につきましてを最初に答弁させていただきます。

近鉄弥富駅北の区画整理につきましては、昭和53年から駅周辺地区での土地区画整理事業を検討し、平成7年に事業化への機運が一番高かった駅中地区でございます。

今回、議員が言われますように近鉄弥富駅北地区につきましては、区域を優先して進めることといたしまして、地区役員方など役員会を開催して事業の推進を図ってまいりました。しかし、土地区画整理事業実施に向けた地権者との合意が得られず、平成16年の事業の中止を決定させていただいております。

このような経過がございまして、近鉄弥富駅北については、改めて区画整理事業を進めるには、計画区域となる地権者の合意を得る必要がございます。この手続な相当な時間を要することとなりますので、現段階におきましては区画整理事業費を優先させる考えはございませんので、よろしく願いいたします。

次に、準用河川のしゅんせつのごとでございますが、しゅんせつの維持管理についてですが、御質問の地域は流れております。準用河川は鯛浦川1号と鯛浦川2号がございます。

この区域は未整備区域となっております。周辺の土地を含め草生え状態となっておりますが現状でございます。現在は、河川の維持管理といたしまして、草刈り等も実施しておりますが、またしゅんせつ等につきましても現地を確認させていただいて対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 次に、佐古木駅前整備計画についてお尋ねしたいと思います。

昨年の夏でございましたけれども、出前講座で佐古木駅周辺基本計画の説明が区長さん等にございました。その後どうなったのでしょうか。総合計画後期計画には、佐古木駅周辺を整備するとあります。また、実施計画を見てみますと、25年、26年、27年の予算内容は記載されておられません。

今後、佐古木駅整備計画はどのように進めるか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高次君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 近鉄佐古木駅南の整備計画はどうなっているかとの御質問でございますが、現在、佐古木駅前南口の広場整備計画につきましては、平成25年度に用地測量及び詳細設計業務を発注しているところでございます。

業務内容といたしましては、昨年度実施いたしました佐古木駅周辺基本計画補完業務において定めました整備区域基本といたしまして、駅の利用状況などを検討いたしまして、適切な整備区域の詳細設計及び用地測量等を実施するものとなっております。

現在までに、駅前広場と県道を接続する市道の路線測量及び土地所有者との土地境界確認の立ち会いと、駅周辺の利用状況を把握するために交通量の状況調査を実施してまいりました。

これらの結果を踏まえまして、愛知県、公安委員会等との関係機関協議と、適切な整備区域を決定するために情報の整理及び将来の利用予測などに基づいた整備計画案を作成しているところでございます。

今後の実施計画の進め方につきましては、整備計画の予定区域内の土地所有者の理解を得るための協議・調整を最優先とすることとし、この予定区域内に弥富市以外にお住まいの土地の所有者の方もお見えになりますので、事業計画に対する御理解をいただけるよう説明してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高次君） 横井議員。

9番（横井昌明君） では次に、道路網の充実について質問いたします。

これは32ページでございます。

主要施策の地域高規格道路一宮西港道路 これは東海北陸自動車道の南進でございます  
の早期実現化及び名古屋三河道路の計画化を国・県に要請するとあります。

一宮西港道路についてはよく知られておりますが、名古屋三河道路については余り知られておりません。名古屋三河道路の計画として知多半島やその周辺を調べましたが、そのような道路計画が見当たらないが、具体的にどのような道路であるか説明してほしいと思います。

議長（佐藤高次君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、名古屋三河道路はどのようなところかということでご

ざいますが、名古屋三河道路につきましては、名古屋地域、名古屋市を含みますが、三河地域、岡崎市を結びます自動車専用道路として計画されている道路でございます。伊勢湾岸道路の南に計画をされ、第2伊勢湾岸道路とも言われております。また、この道路につきましては、平成6年に地域高規格道路の候補路線に指定もされております。

道路の機能といたしましては、中部国際空港へのアクセスの向上や、他地域への交流・連携によります地域産業の発展に非常に重要な道路として考えておられます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） ぜひとも実現してほしい道路の一つですね、これは。ぜひともやっていただくように、国・県へ要請をお願いしたいと思います。

その次に、「第2章 快適で安全・安心なやとみ」ということで質問をさせていただきます。これは53ページに書いてございます。

治水安全度の向上について、質問いたします。

主要施策の河川整備についてでございます。

河川法では、木曽川等は1級河川で国が管理しております。筏川、日光川等は2級河川で県が管理しております。市条例で市が管理する準用河川がございます。市が管理しておる準用河川はどこの河川でしょうか。

また、成果目標で準用河川の改修時の整備を現在の77.8%から94.1%に設定されております。これはどのように計画されているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁をさせていただきます。

最初に、準用河川はどの河川かということでございますが、最初に、準用河川とは1級、2級河川以外の河川で、市町村が指定して管理する河川でございます。

昭和51年に2級河川に関する規定を準用する河川といたしまして、鰐浦町地内の3河川を指定しております。鰐浦川1号は、鰐浦町東気開から鰐浦町車新田に至る1.2キロメートルの河川でございます。また、鰐浦川2号につきましては、鰐浦町西前新田から鰐浦町東前新田に至る700メートルの河川でございます。次に、鰐浦川3号につきましては、鰐浦町西前新田から鰐浦町西前新田に至る500メートルの河川でございます。この3河川について指定をさせていただいております。

また、準用河川整備はどこを計画しているのかという御質問でございますが、準用河川の整備計画箇所でございますが、近鉄弥富駅東側の鰐浦川1号の約270メートル区間と、鰐浦川3号の約110メートル区間の未整備となっております。この区間の整備につきましては、財政状況等を考慮しながら整備を計画していきたいと考えておりますので、よろしくお願



いたします。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 今の整備計画をお聞きしますと、準用河川94.1%でほぼ全域が整備されたというようなことでございます。ぜひとも準用河川については市が責任を持ってやる河川でございますので、よろしくお尋ねしたいと思っております。

では、第4章の「人が輝き文化が薫るやとみ」についてお尋ねしたいと思っております。

これは後期計画の106ページでございます。

学校教育の充実について、お尋ねしたいと思っております。

主要施策の学校規模の適正化に向けた取り組みの推進は、教育委員会から諮問を受けた検討委員会で今検討されております。これは議事録がインターネットで公開されておりますので、その結果について、早々に答申され、最終的には教育委員会で決められると思っております。私は、子供たちに夢を与える学校区域編成を期待しております。

さて、次に学校施設整備についてで、トイレの洋式化が上がっております。

成果目標でトイレの洋式化が24年に31.4%、30年の目標が50%になっております。特に、小学校の低学年は和式トイレになじまない子供が多いと思っております。

日の出小学校、弥富中学校は学校が新しいのでほとんどが洋式化されていると思っておりますが、それを除いた小・中学校はどれくらい洋式化されているのでしょうか。また、どのくらいの比率であるのでしょうか、お尋ねしたいと思っております。実施計画では300万円の予算が計上されておりますが、もっと積極的に、最優先で学校トイレの改善をすべきであると思っておりますがどうでしょうか。教育長にお尋ねしたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） それでは、横井議員の積極的に最優先で学校トイレの改善をすべきであると思うがという御質問にお答えさせていただきます。

本市としましては、早期にトイレの洋式化を図っていきたいと考えております。しかしながら、昨年8月に地震に備えて、文部科学省から、小・中学校の体育館の非構造部材でありますつり天井などの撤去を平成26年度と27年度で行うよう通知がございました。財政的に優先順位を考えますと、児童・生徒の安全を考えて、ここ2年は体育館のつり天井などの撤去を優先していきたいと考えております。また、体育館のつり天井撤去が終わりましたら、早期にトイレの洋式化を図っていきたいと考えております。

率でございますけど、日の出小学校と弥富中学校を除いた洋式化の率でございますけど、28.8%でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 小学校の低学年、和式トイレになじまない方が多いということをお聞

きしておりますので、早急に手当てをしてほしいと思います。

では続きまして、「豊かで活力に満ちたやとみ」ということで御質問したいと思います。これは106ページでございます。農水産の振興でございます。

主要施策の農業生産基盤の充実で、広域農道や用排水施設等の基盤整備の充実を図ります、3番で農業振興整備計画に基づき、整備された優良農地の確保に努めますと。このことは第1章の「定住と交流、活力を生むやとみ」で、土地の有効利用、また市街地の拡大と相反するものだと思います。

優良農地をふやすという選択をするのか、これは農地保護でございます。市街化区域拡大、これは農地転用にかかわることでございます。どちらを優先するのでしょうか。また、今行われています農地防災事業、配水対策事業、農業基盤整備事業の国・県の農林水産補助金を当てにするのであれば、優良農地確保が最優先されるべきだと思います。

市街化区域拡大と優良農地確保とは相反する施策でありますので、二足のわらじを履くということは大変難しいことでもありますので、弥富市の基本的な計画路線を尋ねたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、横井議員の御質問に対して回答させていただきます。

最初に、優良農地を選択するのにとということですが、どちらを優先するかという御質問でございます。

弥富市の市街化区調整区域におけます農地転用の状況から説明をさせていただきたいと思ひます。

平成21年度におきましては、転用でございますが7万4,344平米でございます。平成22年度におきましては5万3,756平米、平成23年度につきましては6万9,816平米、平成24年度につきましては6万6,185平米で、平均で年間約6万6,000平米が転用されております。

平成21年度の改正農地法におきましては、転用規制の強化、違反者に対する罰則の強化と遊休農地対策の強化、農用地の賃借等に係る規制の見直し等が行われたところでございます。農地につきましては、将来にわたって食料の安定供給を支えるだけでなく、大雨洪水時においても防災・減災的な役割を持つ大変重要な資源でございます。

農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を図るために、担い手への農地の利用の集積・集約化が求められております。今回、農地中間管理機構の制度化がされる予定でございます。市といたしましても、農業委員会と連携し、優良農地の保全に努めてまいりたいと考えております。

それと、どちらを優先するかということですが、農地面で申し上げますと、優良農地を保全することに努めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 次に、観光・レクリエーションの振興について、お尋ねしたいと思います。

これはページ数で117ページでございます。

私は、観光・レクリエーションの振興の主要施策、観光協会の支援、観光・レクリエーション資源の活用等、現在実施している行事はほとんど変わらず、マンネリ化されているような気がします。

観光協会は市が運営するのではなく、事務局を持っておるといふんですよ。観光協会の民営化または第三セクター、またNPO化することにより新しい発想の弥富市観光開発ができるのではないかとと思いますが、どうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁させていただきます。

観光協会は市が運営するのではなく、観光協会の民営化または第三セクターにすることにより新しい発想の弥富市観光協会ができることを期待しているがどうかという御質問でございますが、民間でできるものは民間でという考えは、私どもも議員と同じ考えを持っております。弥富市観光協会におきましては、規約にありますように、本会の趣旨に賛同する関係団体によって組織され、正・副会長は理事の互選によりましてなることとなっております。経費につきましては、会費、補助金、寄附金及びその他の収入をもって充てることとなっております。役員会におきましては、事業計画並びに予算の審議、承認をいただき、実施されております。

事務局におきましては、商工観光課及び弥富市商工会事務局並びに弥富金魚漁業協同組合事務局において、弥富市観光協会の事務局といたしております。

市といたしましては、観光協会に対する支援を行い、観光、レクリエーションの振興に向けた各種活動の活発化を促し、海部地域においての木曾川下流地域において、観光連携のもと情報交換など広域的に行い、PR活動に努めて行っていきたいと思っておりますが、市が運営しているものというようには考えておりませんので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 次に、「共につくる自立したやとみ」について、質問させていただきます。

自立した自治体経営の推進ということでございます。これはこれの133ページでございます。

行政改革の推進の主要施策についてお尋ねします。

第3次行政大綱や事務事業の見直し、定員管理及び給与の適正化等、行政改革を進めますとあります。

まず第3次行政改革大綱と第2次行政改革大綱の違いをお聞きしたいと思います。

また、第3次行政改革はいつまでに、年次別を実施するのかお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 第3次行政改革大綱と第2次行政改革大綱の違いとの御質問でございますが、厳しい社会経済状況の中、市民生活の安定を最優先に考えた行政サービスを継続的、効率的に展開するため、行政改革は不断の継続が必要であることから、第2次行政改革大綱で目標を達成できなかったものや引き続き取り組むべきもの、また新たに取り組むものについて、第3次行政改革大綱においても推進項目に位置づけ取り組むこととしており、第3次行政改革大綱も第2次行政改革大綱を踏襲しております。

改革の推進期間につきましては、第1次総合計画後期基本計画の計画期間に合わせて平成26年度から平成30年度までの5年間でございます。なお、この第3次行政改革大綱及び実施計画につきましては、議員の皆様にご覧させていただきます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 次に、ラスパイレス指数が弥富は平成24年度に出されました。これは106.3%であります。理由は簡単でございます。国が給与水準を下げたからでございます。

ここで給与の適正化を上げてみえますが、どうされるのでしょうか。国に従わない自治体は国の地方交付税の減額等の措置まで言われておりますが、市の見解をお尋ねします。

私個人の見解としては、弥富としましてはラスパイレス指数が国を上回ったのは多分今まで一回もなかったと思います。今の安倍政権が、給与を民間に対し上げるよう政府が指導しておりますので、私としてはこのまま維持してほしいと思いますが、どうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 横井議員にお答え申し上げます。

その前に、今回の一般質問につきまして、第1次総合計画の後期基本計画につきまして、るる御質問いただいております。私ども弥富市といたしましては、大きく3つのブロックで構成しておるわけでございます。駅中心を市街化というような状況での整備、発展、そして農業振興地域の筏川以南というような状況での農業振興地域、そして西部臨海工業地帯のいわゆる工業地域という形の中でバランスよくまちづくりをしていかなきゃならないと思っております。

いずれにしても、課題もそれぞれ大きいわけでございます。議員各位、また市民の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。なお、この後期計画につきましては、その概要版を4月の中旬に全戸配付させていただきますので、御理解をいただきたい。また、

私といたしましては、出前講座を開催して市民の皆様にも説明をしていきたいというふうに思っております。

ところで、ラスパイレス指数の話でございますけれども、先ほど横井議員がおっしゃるとおりでございます。今現在、平成25年度、私どもといたしましては、国を100とした場合には97.4ということでございます。過去に一度も100を超えたことはございません。

そういう状況の中で、国家公務員は平成24年度及び25年度の2カ年間について、7.8%の給与の減額ということを実施してみえます。これは被災地の復興財源にしていくという形の中で、その計画が進められておるわけでございます。

そういうような形の中において、地方の自治体も国にあわせて給与を減額しなさいという指示が来てるわけでございますけれども、私たち、平成25年度は97.4でございます。そして国の公務員の減額率7.8%を足した場合には105.2というのが平成25年度の数字になるわけでございます。そして、その100を超える5.2%について給与の減額をしなさいということでございます。

先ほどもありましたように、いまだかつて100を超えたことは一度もございません。やっと人事院の勧告に準拠しながら97.4%まで来たということについても御理解をいただきたいところでございます。

私どもといたしましては、今まで定員管理という形の中での定数の削減、あるいは管理職を中心とする管理職手当の抑制ということに対して行政改革を進めておるわけでございます。また、適正な給与水準になった途端に新たな給与の減額ということにつきましては、職員の仕事に対するモチベーションも下がるというふうに思っております。また本来、地方公務員の給与水準ということにつきましては、これは市の条例でしっかりと定めるべきであろうというふうにも思っておりますので、そんなことを遵守していきたいと思っております。

今回、国と地方と十分な協議もせずに地方交付税を削減するということにつきましては、私自身としても納得できないと思っているところでございます。このことは、ある意味では地方分権に対して逆行するというふうにも思っておるところでございます。

これの対象の補助金の減額ということにつきましては、今言われていることは、平成25年度の補正予算、今国のほうで5兆円の補正予算が組まれておるわけでございますが、そのがんばる地域交付金、この地域交付金約870億という数字があるわけでございますが、それに対する、給与を削減したところとしていないということについて差をつけるということになっております。現状では、どれぐらいの差額になってくるかわかりませんが、一応の目安としては、私どもとしては数千万円かなあというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、97.4というラスパイレス指数でございます。これを守りながら、職員の自己啓発にさらに努めると同時に、市民の皆様の負託に応えていきたいというふうに

思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 次に、財務諸表のバランスシート、これは貸借対照表でございますけれども、についてお尋ねしたいと思っております。

貸借対照表、バランスシートは貸方で資産、借方で負債・純資産の合計であります。バランスシート、貸借対照表は弥富市の資産力をあらわすというものであります。

私は、弥富市の資産の評価の仕方が大変難しいのではないかと思います。例えば道路、水路と、また学校、ごみ置き場等、資産の評価はどのようにされているのでしょうか。お尋ねしたいと思っております。

参考に、道路は約56万6,000メートル、面積は約306ヘクタール、役所等行政財産は約82ヘクタール、それから普通財産は約7ヘクタールでございます。このような評価をどのようにされているのか、ちょっとお尋ねしたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） バランスシートにおいて、資産評価をどのように行っているかという御質問でございますが、このバランスシートにおける資産評価につきましては、新地方公会計モデルにおける資産評価事務の手引き、これは新地方公会計の整備促進に関するワーキンググループが平成20年12月に策定したものでございますが、これに準じて資産評価を行っております。

まず事業用資産でございます庁舎、学校、保育所などは、財団法人全国自治協会の災害共済事業関係例規集に基づき、用途・構造の平米単価を採用しまして評価額を算出しております。

また、土地につきましては、固定資産税の路線価を面積地に掛けて算出しております。

インフラ資産であります道路の資産評価は、底地と工作物（アスファルト部分）に分けられ、まず道路の底地面積は弥富市の土地の平均単価に道路面積を掛ける、次に工作物は幅員別舗装延長に幅員別単価を掛けて、今の2つ、底地と工作物を足したものという形で算出しております。

また、公園、水路、ごみ集積所などにつきましては、年度別の事業費にデフレーター計算をし、その後減価償却計算を行い、残存価格を資産計上しております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 大変難しい計算で、後で結構でございますけれども、トータルどのくらいあるかということをお聞かせください。きょうじゃなくていいので、後で結構でございます。

次にバランスシート、これは先ほど言いました貸借対照表でございますけれども、その法

人の資産を示し、損益計算書はその法人の利益を示し、キャッシュフローは金の流れを示します。これは民間企業が出す指標でございます。

でも、弥富市が出される財務書類4表では、健全であるかどうかという判断が出るのでしょうかねと私は疑問に思います。

私は、監査員が決算等を出してみえます実質公債費比率や経常収支比率等で判断すべきであると思いますが、どうでしょうか、お尋ねします。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 財務4表で財政基準の健全化が判断できるか、決算のときに出す公債費比率等で判断すべきであると思うがどうかという御質問でございますが、議員御指摘のとおり、財政の健全化に関する比率の公表の制度における健全化判断比率で健全化を判断することはできますが、この財務4表整備の効果として、健全化判断比率、これは実質公債費比率、将来負担比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率とこの4つの指標でございますが、これでは判断できない次の2点が掲げられます。

まず1点目として、発生主義による正確な行政コストの把握、これにつきましては財政の効率化には正確な行政コストの把握が不可欠でございますが、財務4表における行政コスト計算書を作成することにより、経常費用あるいは準経常費用として減価償却費や退職給付費用など見えにくいコストを含めたフルコストを把握することができます。

次に、資産・負債の総体の一覧的把握として、今まで従来の現金主義による会計処理につきましては、地方公共団体の資産全体から見た場合、その一部である歳計現金に関する収支が示されているにすぎません。毎年の歳出の結果としての資産形成に関する情報、ストック情報といいますが、これは不十分と言えます。

この点、財務4表の中の一つである貸借対照表を作成することによりまして公正価値による資産評価が行われますので、地方公共団体がこれまで行政活動により蓄積した全ての資産について、その評価額も含めたストック情報が明示されるとともに、資産形成に要した負債の額とあわせて見ることで、資産と負債の総体を一覧的に把握することが可能となります。

この財務4表の中で示されます指標の一つとして、安全比率というものがございます。これの23年度決算において、弥富市の全ての会計で考える単体会計の中の数値が65.9%という数字がございます。この比率が高いほど良好な財務状態ということが言えます。これにつきまして、他団体と比較しましてこの65.9%という数値は高いほうとなっております、この点につきまして、市の財政の健全性が十分確保されていると考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 次に移ります。

次に、弥富市中期財政計画についてということでお尋ねする予定でありましたが、時間がちょっとございませんもんであれですけれども、意見として述べさせていただきます。

私は中・後期財政計画についてのこれでいいますと、30年までに単年度収支がマイナスが続き、30年度では4億6,000万ほどの赤字が出ると、支出超過になるという計算でございます。説明では、6億6,000万の合併算定替えがなくなるから、その分が厳しいという話でございました。けれども、現在政府が行っているインフレ政策が続けば、税収がこのまま高い数字に伸び、また合併算定替えの地方交付税の穴は多少埋められると思います。先のことはなかなかわからないと思いますが、今後とも健全財政に努めていただきたいと思います。

では、次に移らせていただきます。

道路交通法の改正についてでございます。

昨年、近年の道路交通にかかわる社会情勢に対応するため道路交通法の一部改正が行われ、これが平成25年6月14日に公布されております。今後2カ年の間に順次施行されるということでございます。

今回は、昨年の12月に改定された部分でございます。その内容は、自転車で歩道のない路側帯を通るとき、今まではどちら側でもよかったが、今後は左側の路側帯になりましたということでございます。路側帯とは何だということでございますが、これは歩道のない道路で車道に白いラインが引かれているところが路側帯ということでございます。

次に、道路に歩道があるとき、完全に車道と歩道が分離されておるときについては、自転車は車の仲間でありますので車道の左側を通らなくてはなりません。ただし、歩道通行許可、これは警視庁が出しておるあれでございます、このマークです。このマークは道路通行許可の標識があるとき、また13歳未満の子供、70歳以上のお年寄り、体の不自由な人が自転車を乗るとき、車道を走るのが危険なとき　これは道路工事中のときでございますは例外であるということでございます。

次に、警察官による自転車等の検査ということで、2項目が改正されたということでございます。これらには罰則があります。右側の路側帯を通った場合は3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金、検査拒否や命令違反は5万円以下の罰金でございます。

私は、中学生が13歳以上でありますので、中学生の通学路がこれに該当するのではないかと思います。例えば我々が、西中地でございますけれども、北中学校がございまして、その中に155線が走っています。その歩道がございまして、そこには自転車が走れるような道路標識はございません。ですので、このような例がまだまだたくさんあるのではないかと思いますので、通学路の点検はすぐにでもする必要はあるかと思いますが、教育長にお尋ねしたいと思います。

また、小学校、中学校でも自転車は左側で通行であるということ、道路交通法が改正され



たということを契機に徹底的に教えてほしいと思いますが、どうでしょうか、お尋ねしたい  
と思います。

議長（佐藤高君） 下里教育長。

教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

まず道路交通法の改正に伴いまして、早急に中学校の通学路の点検が必要ではないかとい  
うお尋ねでございますが、通学路の点検につきましては、市内3中学校ともに学期ごとに行  
っているところでありますが、このたびの改正を踏まえて、改めて通学路の点検を行うよう  
各中学校へ指導してまいります。

次に、小・中学生に道交法の改正されたことを徹底的に教えたらどうかというお尋ねでご  
ざいます。

小・中学校におきましては、年度始めに新入生を対象とした交通安全教室や登下校指導な  
どによりまして、交通安全のマナーやルールを徹底しているところでございますが、このた  
びの道交法の改正内容を朝礼や学年集会、あるいはホームルームなどで改めて指導するよう、  
各学校へ徹底をしてまいります。

いずれにしましても、教育委員会としましては、安心・安全な通学路の確保や児童・生徒  
の交通事故抑止に向けた取り組みを一層強化してまいりたいと考えております。以上です。

議長（佐藤高君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 今、教育長がお答えになりましたように、今後も交通ルールをきち  
っと守り交通安全に努めていただきたいと思います。願う次第であります。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（佐藤高君） 暫時休憩とします。再開は11時5分とします。

~~~~~

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~

議長（佐藤高君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に佐藤博議員、お願いします。

15番（佐藤 博君） きょうは3月11日、東日本大震災から3年目に当たるわけでありま  
して、大変意義ある日に質問させていただきます。これを教訓として、弥富もいろいろなこ  
とをやらなきゃならんと思うわけでありまして、通告に従いまして順次質問をしてま  
いります。

最初に、横井議員の質問と重複するところが多々あると思いますので、そうした点はでき  
るだけ角度を変えて簡潔に質問していきたいと思っておりますので、基本的な考え方を中心として

質問しますから、ひとつ答弁のほうもできるだけ簡潔に、要点だけで進めていただくようお願いをしたいと思います。

地方自治法の改正によって、総合計画の策定義務はなくなりました。しかし、総合計画というのは非常に重要なものでありますので、まず最初に、服部市長は総合計画の意義及び実効性をどのように認識しておられるかを最初に尋ねたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

私どもは、平成18年に2つの町と村が合併いたしまして弥富市が誕生したわけでございます。そういう形の中において、今後10年のまちづくりをどうしていくかということで、平成21年から第1次総合計画を市民の皆様、あるいは学識を持ってみえる皆様、あるいは議員の皆様と一緒にその総合計画を策定してまいりました。そして、前期計画を平成21年から25年、そして後期計画を26年から30年という形で、前期後期に分けてまちづくりをしているところでございます。

そうした形の中において、これは市民の皆様と行政とが共通の目標を持ってしっかりとしたまちづくりをしていこうという大きな基本的な課題でございます。また重要な施策でございます。そういった形の中で、私どもといたしましては市の最上位項目という形の中で議員の皆様にもお示しをさせていただき、議員各位の御協力、そして市民の皆様との協働の精神でまちづくりを進めていくわけでございます。そのような位置づけをさせていただいておるところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 大変貴重な考え方であったと私は思っております。

常に世の中はどんどんと進歩、発展をしております、そのときそのときの時代の状況に応じて、行政側と市民との共通目標、共通課題を調査・検討して総合計画を策定し、全ての行政活動の基本を明確に示すことによって市民との協働のまちづくりを円滑に進めていくということが重要であり、そのようなことから総合計画の意義、必要性はあると私は考えておるのであります。特に、民主国家では常に国民の意見、要望を実現するため世論調査の反応を重視して政策目標を定め、政策課題に取り組み、実行し成就させていくということが基本になっておると思っています。

地方自治体においても、常に住民の声を尊重することが重要であります。地方主権の時代を迎え、特に市長の市政能力、リーダーシップが行政運営を大きく左右するということは当然のことです。今回のこの第1次総合計画は、服部市長が誕生して、弥富市長の意向に基づいて作成されたものであり、大変すばらしい内容であると思っております。このように立派なものであります。

達成目標はおよそ10年間として、行政運営を効率的、効果的に進めることが基本となっていると認識しております。この総合計画が実行、達成された暁には、弥富という土地の地の利もあり、弥富市は県下においても有数の豊かな暮らしやすい、すばらしいまちができ上がっていくことだと、私はそのように、この総合計画を期待しておるものであります。特にこの26年度の弥富市長の施政方針の理念、内容もすばらしい立派なものであり、決意のほども伝わってまいりました。

問題は、その理想の内容と現実の実行状況、達成度との評価の整合性であります。スピード感と緊張感を持って精力的に、効率的、効果的な行政運営を進めることは当然重要なことであり、我々議員も市民も、市長の実行計画の進捗状況及び実行達成能力には高い関心を寄せているのであります。

弥富市議会としても、総合計画の前期5年間の達成状況を正しく総括し、未達成の原因等も研究し、そしてさらに新たな時代潮流として移り変わる時代の変遷を的確に把握し、あわせて直近の市民ニーズを分析、把握し、その結果に基づいて後期5年間の基本計画、実行計画を議論し作成することが弥富市にとって重要であると思えます。総合計画が空想論になったり絵に描いた餅で終わることのないように、行政運営をチェックしなければならないと私は考えておるわけであります。

そのために、前期5年間の総括と今後の後期5年間の実行計画を十分審議して、みんなで弥富のまちづくりに取り組むことを提案してきたわけではありますが、残念ながらこの前期5年間の総括と後期5年間の議論をする機会がなかったのでありまして、きょうはそうしたことを、これから時間をかけてやるようにしなければならんと思っております。特に、市長は先ほど市民にもこの計画案は配付をすると、また出前講座等もやるということでありまして、その前にはしっかりと議会でも議論をしていかなければならんと思っております。きょう、そうしたことを十分議論する時間は到底ありませんので、私は要点だけやっていきたいと思えます。

まず市民の意向を知るために、各施策に関する満足度調査がなされておりますが、どのような組織がどのような方法で、どのような基準で、またどのような市民を対象に調査、評価されているのか尋ねたいと思えます。

さらに、総合計画ができる2年前であります、19年の12月の市民の現状評価、要するに満足度と今回の25年3月の市の各施策に関する満足度調査についても、比較検討はされておるのかどうか、市民側の立場に立った調査をどのようにされておるかを尋ねたいと思えます。

議長（佐藤高次君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

この後、いろんな項目についての御質問がございます。全て私のほうからお答えするのが

本意でございますけれども、担当所管、あるいは担当部長のほうが責任を持ってこの前期計画に対しては自分たちで評価をしております。そうした形の中で、個々の問題につきましてもは所管、そして担当部長のほうからお答え申し上げ、そして全体的な課題、テーマにつきましてもは私のほうから御答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

満足度につきましては、総務部長のほうから答弁させていただきます。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 満足度調査の基準、対象者、評価方法についての御質問でございますが、本計画の策定に当たりまして、市民の皆様の意見や意識を反映させるため市民アンケート調査を行いました。

基準と対象者につきましては、本調査は平成24年6月から7月に20歳以上の市民の方2,500人を無作為抽出し、郵送方法によって実施したもので、有効回収数1,077人、有効回収率43.1%となっております。各小学校区ごとに、人口の大小でアンケート数のばらつきが出ないように考慮して抽出しております。

調査項目につきましては、前回、平成19年に行いました項目を基本としております。

また、評価方法につきましては、満足度の結果数値につきましては、アンケート調査から加重平均という方法により数値化しております。加重平均というのは、単に値を単純に平均するのではなく、値の重みを加味して平均することでございます。

アンケート数値の算出はコンサルティングのほうで行い、その結果を後期基本計画の満足度、市への愛着度などとして掲載しております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤博君） 総務部長にお尋ねしますが、19年12月の市民の現状評価というのは、満足度と、どのように比較した場合に変化があったか、その点について尋ねたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） その一つ一つの項目につきまして、全く同じような形で変化があったわけございませんので、ちょっと一言で申し上げるのは非常に難しいということでございますので、御理解いただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤博君） 問題は、19年と25年の3月と、やっぱりかなり前進をしておるというか、進歩しておる、そういう評価がされるようなことが非常重要だと私は思っております。

特に、今回1月14日の議会説明において、前期5年間、平成21年度から25年度の総括として、秘書企画課長は、前期基本計画では主要施策を各分野にわたって体系的に定め、これまで市民とともにさまざまな取り組みを推進し、着実に成果を上げてきましたと、こういうふ

うに説明しておるわけでありませう。

そうすると、今の19年と25年との評価がかなり前進をするということ、これが非常に私は大事なことだと思うんです。これが市民と協働のまちづくり、市民の意見を十分反映するという点で大事なことだと私は思うんです。

今度はこの評価、これたくさんありますけれども、これはこのように着実に成果を上げてきましたというその成果の評価の根拠は、これなんです、前期基本計画達成状況調査シートというのを作成し、担当職員による自己点検にて評価をしたという内部評価のみであります。したがって、現状から判断して担当職員の成果の評価と、私を含めた議員としての今の評価、それから市民の評価、こういうものがかなり私は差があるように考えるのであります。

市民と協働のまちづくりが強調されている観点から、内部職員による達成評価、これはもう大変私はこれを見る限りはすばらしい前進しておると思うんです。その満足度調査及び現状との整合性から、市長に尋ねたいと思いますが、内部職員による達成評価の信憑性について市長はどのように判断をされておるのか、これをまず尋ねたいと思います。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） この総合計画、前期計画、後期計画もそうでございますけれども、私どもといたしましては多くの方の、先ほども申し上げましたように、審議会のメンバーという形の中で御参加いただき、それぞれの立場でこの計画に対して参加していただいております。そういった形の中で、審議会のメンバーにつきましても、我々が内部評価をしたということにつきましては十分発表させていただいております。

そうした形の中で、後期計画についてもやっていくわけでございますけれども、例えば評価のあり方ということにつきましては、今佐藤議員のほうからも一つの示唆をいただきました。例えば後期計画、これから5年間進んでいくわけでございますけれども、この評価のあり方につきましては、前期計画の評価のあり方を踏まえながら、またしっかり考えていきたいというふうに思っております。多くの方に、市民の皆さんも参加していただいておりますので、評価のあり方につきましては検討を加えていくということで御理解いただきたいと思います。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤博君） 職員のほうで評価をしたものを、ある程度外部の方が的確に評価をしていただけるような、そういう考え方を持たんとこれはうまくいかんと思うんです。私はもう少し外部評価、外部の人の評価をどういうように評価されたかわかりませんが、もうちょっといろいろの方から出席をしていただいておりますので、もっと正確なものができていくんじゃないかと思っております。

そこで、私がこの評価を見ながら、また市民の満足度からちょっと考えまして尋ねたいと

と思いますが、特にこの市民の満足度の高いものというのは、これは都市基盤分野においては公共交通機関の便利さ、こういうのが上がっております。これは近鉄、名鉄、JRが弥富市内を通過しているという地の利からであると思います。また、近鉄弥富駅の橋上駅化は十数年前に完成し、市民は非常に喜んでおるといふことであります。

しかし、総合計画の中に明記されておりながら、また私も申し上げましたけれども、議会でも何回も質問が出ております。議会や市民からも要望がある名鉄側の北口からJR、名鉄への便利な乗降を求めている事業には、今のところ手がついておりません。不満度は非常に高いです。しかし駅周辺、市街地の整備、検討推進については、前期5年間の達成度はC、50%になっておるんです。ここらが、判断すると随分現実と職員の評価とは格差があるように思うんですが、市長、どうでしょうか。

議長（佐藤高次君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 駅周辺の整備検討という形の中での評価はCという状況でございます。これにつきましては、私どもとしましては平成19年から弥富駅前開発関係のプロジェクト会議という形でスタートさせていただいたわけでございます。

JR、名鉄、近鉄の各弥富駅の整備方針ということを平成20年まで調査・研究を進めてまいりました。平成21年度には、市民の安全性、利便性の向上ということでバリアフリー化を図るため、市民の皆様方の御協力をいただき、近鉄弥富駅に4基のエレベーターを設置させていただきました。

また、JR、名鉄弥富駅につきましては、平成21年度から24年度までの基本構想基本計画の策定を進めてまいりました。そしてJR東海、あるいは名鉄と駅の橋上の駅舎化、そして自由通路に伴う事業内容、そして事業手法、そういったようなものにつきまして協議を重ねてまいりました。その間、皆様のほうにもお示しをさせていただきましたけれども、24年までそういう形で研究を努めてきたわけでございますけれども、中期財政計画の見通しを皆様のほうにも示させていただきました。

そしてきょうがその日でございますけれども、3・11東日本大震災という状況の中において、事業の優先順位を我々はここで方向をしっかりと見つけていかなきゃならないということをおもったわけでございます。

駅の周辺の整備につきましても、大変大きな財源が必要になるわけでございますので、当面の間事業の実施に対しては凍結ということで議会のほうにも御案内をさせていただいたところでございます。しかしながら、JRあるいは名鉄弥富駅のバリアフリー化の対象駅となっていることから、今後も鉄道業者との協議を進めてまいりたいと思っております。継続していくという状況の中で、Cという評価を御理解いただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 正直に申し上げますと、この問題は約30年前からの問題なんです。それがために昭和59年には都市計画税というのを出したわけでありましてけれども、これは議会のほうも、市民のほうも了解がいただけなかった。

しかし、それにかわる形でどうようにやるかということは十分検討してきたはずであります。とりあえず、例えば北口からだけでも乗降ができるような、そういうことを考えていく。全てを完成させるというのは難しいことだということは、私は承知をしております。だから、そこの中のやれるところからまずやっていって、市民の皆さん方にある程度それなりの満足度を与えていくということは重要なことだと思っています。

また数年前に、これは北口からの乗降ということについては議会でもかなり議論をされて、調査もされておるわけですから、いつまでたっても調査、調査では、市民の満足はいかんとしますので、やれるところからまずやっていくということを考えてこれから進めていただきたいと思います。

続いて、有効な土地利用、道路交通網の整備、コミュニティバス交通網の整備等については、市民の不満度が非常に高いです。

しかし、秘書企画課の達成度によると、有効な土地利用はB、すなわち75%、道路交通網の充実度はBとC、巡回バスの充実度はBであります。Bとは4分の3、要するに75%ということではありますが、5年間で75%が達成されていると果たして言えるかどうか、これもやっぱりもう少ししっかりと検討する必要があると思うんです。時間がなくなると思いますから、余り市長の答弁は求めませんが、こういうところはもうちょっと考えてもらいたいと思っています。

特に道路交通網の充実整備で、常に話題に上がるのは名古屋第3環状線、155号線、弥富名古屋線、日光大橋西線であります。これは県施行であります。県に強力に要請するとともに、地元が積極的に協力していかなければこれは進まないということでもありますから、これはさらに県との協力体制でひとつ進めていただきたいと思っています。

また、問題に上がるのは都市計画道路である向陽通線と穂波通線であります。平島の区画整理地内は25年4月の実施計画の中でも予算化をされて整備されてきておりますが、話題になるのは向陽通線の北進、国道1号線への接続に取り組むことでもあります。これはせっかく平島地内が都市計画街路をしっかりとやっていただいた。しかし肝心の国道1号線への取りつけができないと、やっぱり平島地区の区画整理事業も完成とまではいかないし、弥富市とも非常に問題があると、私はそう思うわけあります。

ですから、この取り組み状況は現在どういようになつておるか尋ねたいと思います。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 向陽通線の北進に対する御質問でございます。

これは本当に私といたしましても、平島中区画整理事業がもう終わりました。そうした形の中で、その都市計画道路につきましては大変重要な路線になっておるわけでございます。そうした形の中で、地権者との協議も重ねてまいりましたけれども、残念ながら今現在といたしましてはこの地権者の方の合意を得ることができないというような状況でございますのでストップした状態でございます。今後も引き続き、協議に入っていきたいというふうに思っております。

そしてまた平島中区画整理事業が終わりましたものですから、平成26年度はいわゆる穂波通の都市計画道路をしっかりと前進させていきたいということを思っております。用地の買収、そして道路の施工工事という形の中で、先ほどの佐藤議員のお話ではございませんけれども、できることをしっかりやっていくという形の中で、穂波通線を全力的に都市計画道路として前へ進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 考え方の問題も1つあると思うんです。平島地内は、これはもう平島の区画整理組合がしっかりやってもらったわけですし、市もそのように協力してきたわけでありまして、これから先は、この都市計画道路はこれはもう市が責任持ってやらないかんわけです。

ですから、車新田の区画整理事業等も市街化への検討とあわせてしっかりと協議をすることが必要ではなからうかと。私は、これから弥富のまちづくりで一番大事なものは、国道1号線を挟んで両サイドにある地の利のいいところの市街化への編入、それと同時に区画整理事業、あわせてやっていくと、こういうことだと私は思っております。

ですから、場合によっては、こういう言い方は好ましくないかもしれませんが、こういう考え方をしっかり持った上で誠意をもって対応すべきであります。そして、どうしても協力がいただけない場合には、これこそ強制収用法の適用も必要になるのではなからうかと私は思うんです。それがために強制収用法というのものもあるんですから、そういうことも考えるべきだと私は思いますよ。ただ地権者と話をしておっても、なかなかできません、できませんではなくて、誠意を持ってあくまでも協力をいただくように努力することは当然ですが、場合によっては、どうしてもいかな場合にはやっぱり第三者機関の判断を仰いで強制収用ということも考えなければならん。そのぐらいの勢いでやらなきゃできませんよ。

私は、市長初め市の幹部職員の皆さん方、交渉の仕方が非常にまずいように思う。どうも私が見ておるのに、デスクの前でパソコンにこうやっておれば仕事が進んでいくような感じがしてならんのです。もっと直接その関係者、市民との触れ合いの場をしっかりと持つことですよ。そして、市から頼まれれば、あるいは課長から頼まれれば、あるいは市長から頼まれ



れば、どうやっても協力せなならんわなあと、それならひとつこういうようにわしの条件も聞いてくれという話し合いができるような、そういう折衝というのは非常に大事なんだ。そういう点が欠けておると私は思います。一遍よく、市長、幹部職員と検討してみてください。

また、産業分野において雇用の確保とか観光の振興に対して、不満度が非常に高いと。日用品、食料品など買い物の便利さは満足度は高い。これは当然、スーパー、コンビニが多く出店しておって満足度は高いと思いますが、その反面、残念ながら従来からの商店街は壊滅状態になっております。

理解できないのは、消費者対策の充実に対して不満度が高いことに対して私はどういう解釈をしたらいいかと。こういう便利さがあるんだけど、消費者対策の充実に対して不満度が高い、こういうところはどのように解釈したらいいのか、一遍よく検討しておいてください。

このような満足度と重要度等に対してはどのような観点から内部の総括、評価がされているのか、これを私は疑問を持っております。本当は質問したいんですけども、時間がなくなりますから、その点にとどめておきますので、検討してください。

それから、現状のコミュニティバスについては、満足を得られることは私は不可能だと思っております。過疎・過密、しかも南北に細長いこの弥富市の地形から、費用対効果も考えるべきでありますし、コミュニティバスについては年間1億350万円も予算化されておるわけであります。これも利用状況とあわせた今後のこれにかわる対応とか、あるいは場合によってはこれを廃止してほかの方法を考えると、こういうことも一遍市民にアンケートをとることも必要ではないかというふうに思っております。また検討しておいてください。

それから、行財政改革の推進、職員の能力開発の推進、庁舎の改築の検討は全てAとなっております。これは大変私は疑問を感じたんです。

担当職員の評価報告書はどのような観点からAをつけておるのか、理解に苦しむものであります。また、特に庁舎の改築の検討は100%、要するにAとなっております。まだ土地も取得できないのに検討だけで100%、これも問題だと思うんです。

そこで、検討をした、計画案を作成したといった絵に描いた餅だけでおいしかったと宣伝しているようなもんです、これは。そうじゃないですか。全て評価の仕方も考え直し、外部評価制度の導入も十分考えて、実行計画が実行、達成に至っていない内容及び原因の分析と反省の総括をしっかりと、次の後期5年間の基本計画実行計画を策定すべきでないかと思いますが、市長、その点はどうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 職員の能力開発の推進等、庁舎の改築の結果が全てAとなっておりますということに対して、非常に理解に苦しむという御質問でございますが、それにつきまし

ては、まず基本計画に掲げた施策が平成24年度を目標年次として達成したかどうかの判定でございまして、Aはほぼ100%実施したものであります。

ということは、施策の実行までを計画に上げていないという場合もございます。計画をつくるといふところまでがとりあえず24年度までの目標というのもございますので、そういった観点でどこまで達成したかということで評価をつけておるといふ部分もございますので、御理解いただきたいと思います。

まず職員の能力開発の推進項目では、計画期間における達成状況の目標が、職員の研修への参加意欲の向上としておりまして、愛知県自治研修所及び海部地区市町村研修会が主催する階層別専門研修、一般研修に今まで以上に職員を積極的に参加させております。

次に、市職員での研修の増加につきましては、管理職を対象とする研修、モチベーションマネジメント研修を新たに実施しておりますので、目標を達成したということで評価をAにしました。

庁舎改築の検討の項目につきましては、計画期間における達成状況の目標が庁舎改築等検討委員会の組織化と検討の実施、新庁舎建設基本構想の策定、基本計画実施計画業務の発注でありまして、全ての目標を達成いたしましたので評価をAとしました。

前期計画の中には土地の取得まで含まれておりませんが、後期計画では用地取得と新庁舎建設事業を推進し、早期竣工及び有効活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、評価の仕方も考え直して外部評価などの導入について検討すべきであるかどうかという御質問でございますが、総合計画後期基本計画の策定に当たりましては、総合計画審議会の委員の皆様にも前期基本計画の達成の報告やパブリックコメント、また市民アンケートによるまちの現状や今後の取り組みなどのニーズを捉え、委員会で審議、御意見をいただき、十分検討し策定したものでございます。

このように策定した後期基本計画を、しっかりとこれからのまちづくりの指針としていく考えでございます。以上でございます。

議長（佐藤高次郎） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 今、総務部長の答弁によると、要するに計画を立てた、それから一応の決めたことをやったというだけであって、これが次にどのようにつながるかということ、実行、達成、そういうものにつながるものでなければいかんと思うんですよ。

だから私がさっき言ったように、職員の研修をしたとしたって、今の職員が次にそういうような用地買収だとか、いろいろの難しい問題に取り組んでいくような体制までできなきゃ評価ではないですよ、私はそう思う。だから、その評価項目も問題は私は感じております。

それと外部の方の、これを見せて外部の方がよろしいと言ったということかもしれないけれども、その外部の方にどの程度専門的な方、あるいは行政運営的な問題に対する学識がある

か、そういうようなことも外部評価の方々の人選、こういうものをしっかりと選ばないと、私は別にけちをつけておるわけじゃないんです。そういうことをしっかりやらないと、次もまたできんですよということを私は申し上げておるんだから、その点は職員の皆さんもちゃんと肝に銘じてしっかりと取り組んでもらいたいと思います。時間が余りありませんので、次のところに進んでいきます。

後期5年間の基本計画の策定に当たっては、横井議員からもたくさん質問があったのでできるだけ省略をしていきたいと思います。今の土地の有効利用の具体的な場所とか方策、それから市街地の計画的整備ということですが、特に私はもう何回も言っておるように、前ヶ須の東勘助なんていうのは優良ないい住宅の提供になっておるとはとても言えないわけです。こういうようなところ、特に良好な住宅宅地の供給促進についてというようなところ、それから道路交通網の整備について、これ具体的なものを本当はもうちょっと議論したいんです。したいけれども、この時間ではとてもできませんから、一遍総合計画についての時間を十分とって議論するようにしてもらいたい。これは市長にちゃんと文書で出してありますから、しっかりと考えてもらいたい。

次へ進みます。

以前に、私が155号線の用地取得について、市が先行取得をすることの検討を提案したことがありました。

市長は155号線は県がやることですよというような答弁でありましたけれども、現在、155号線の予定、路線内にある前ヶ須東勘助の地主の方々の中には、相続問題とか、あるいは田や池の活用に苦慮しておられる方、また市街地農地の固定資産税が高くなってきたり、予定路線内のために売るに売れないといった大変困っておられる方がいるんですよ。私も直接聞いております。

そういうような先行取得を望んでおられる方もあるわけなんです、それらについて、その心境とこれからの対応をひとつ尋ねておきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 155号線の南進でございますけれども、これは県の仕事であるという形で、私はそんなことを一回も言った覚えはございません。

しかしながら、少しお話をさせていただきますけれども、これは佐藤議員御承知のように、昭和48年都市計画で決定されまして、区画整理事業と一体的にその道路計画があったというふうに私は承知をしているところでございます。その後40年間、道路計画が前に進んでいないということに関しては、私は歴代の首長、これは私も含めてそうでございますけれども、大いに反省すべきであろうというふうに考えております。

なぜならば、その周りの方々、あるいはとりわけ地権者の方々について、大変な御心配、

そしてまた御迷惑をかけているということでございます。都市計画法によって制限がかかり、土地の利用法に対して大変な支障を来しているのが地主さんでございます。

そうした形の中で、その地主さんに対する心境は、人一倍私としては持っているつもりでございます。2年ほど前に、県の協議でこの前ヶ須工区での事業認可をいただくために、私どもは地権者の方に先行取得のアンケート及び意向調査をさせていただきました。その結果、先行取得で御希望される方につきましては、市は約束どおり実施させていただいております。最終的には、平成27年度で完了する予定でございます。これは土地取得特別会計で対応をしているところでございます。

今後につきましては、地権者の皆様のさまざまな事情もおりかと思っておりますので、個々にお時間をいただき、協議、お話し合いをさせていただきたいと思っております。

なお現状、名古屋第3環状線との整備につきまして、155号線の整備につきましては、供用を開始している鍋田工区に続きまして、境中原工区、これは延長1.4キロ、総事業費15億5,000万の事業でございますけれども、これを県のほうとして順調に進めていただいているところでございます。

前ヶ須工区全長450メートル、事業費7億円の事業でございますけれども、これにつきましても多くの議員の皆様方には大変な御協力をいただき、県との交渉にも一緒になって当たっていただいております。

先日、私は国土交通省の中部地方整備局の副局長及び道路部長にお会いをいたしまして、これは防災道路という観点からも非常に重要な路線であるということをお話しさせていただき、どうかこの道路を前に進めていただきたいということを強く要望させていただきました。そして、そのときのお答えをいたしまして、国が県のほうと調整をして26年度から調整に入りますという非常に前向きな返事をいただいたところでございます。

これを一つの契機として、前ヶ須工区の道路が前に進むことを私としても大きく期待すると同時に、市の役割というものも果たしていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤博君） 市長、多少答弁が間違っていますよ。

私が庁舎の土地を取得するについて、そんな高い金額でやったら155号線に困りますよと言ったら、155号線は県の仕事ですとってあんた答えておるよ。会議録を一遍よく見てみなさい。だから、そういうようなことではいかなのだから、私は弥富がしっかりと協力をしていないといかんとということを申し上げておるんです。いいですか、その点は間違えんように。

そこで、先行取得に対しては県との協議がされておりますか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） これはいろんな形で、この155号線の南進につきましてはいろんな機会を通じて県の建設部長等ともお話をさせていただき、またそのときにおいては、市としても先行取得を実施しておりますということをお話し申し上げておるわけでございます。

しかしながら、この先行取得という形の中においても総額5億5,000万要るわけでございます。5億5,000万が用地買収費という形の中で、私たちは計算をしているわけでございます。幾ら土地取得特別会計であるといっても、いわゆる含み損含み益というような状況で、これからまだ先の買収、県に買収をしていただくというような状況にもなっておりまいますので、これは計画的に進めていかなきゃならないというふうに思っておるところでございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） だから、私は前からこの庁舎の取得とあわせて言っておるのは、鑑定評価額の1対1.28の庁舎用地の取得条件等からして、155号線用地の取得の評価、買収価格というのは非常に問題があるんです。

ですから、この点については先行取得をする場合にはどのように考えてやっておられるか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 庁舎用地の買収というかお願いにつきましても、再三皆様方には御説明をいたしました。

今、2人の地主の方の用地をお願いしていくわけでございますが、市はその土地を高く買うということを求めているわけではございません。私どもが土地を購入する場合におきましては、国の定めるいわゆる公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱ということに基づいて実施するわけでございます。いわゆる鑑定基準というものを遵守するわけでございます。

庁舎の用地の買収、あるいは155号線の用地の買収につきましても、同じ基準でお願いをしていきたいというふうに思っておりますので、他に影響が出ることはないというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） この庁舎の土地の問題については、あすまたやりますから、きょうはそのくらいにしておきます。

そこで、1つ私がこの前から申し上げておりますように、総合計画の中で明記はされておられませんけれども、これ30年ぐらい前から問題になってきた道路であります。馬ヶ地から富吉へ通じる道路計画、これはもう30年ぐらい前から議論をしてきたんですけれども、県道としては今のところ見込みがないということでもあります。問題は、善太川に橋をかければ、これは行けるわけです。

できたら県の補助事業として、総合計画の中に追加をしてこの調査費をもって調査をし、

そして県の補助事業として取り上げていただくような方法は考えることができないか。これはやっぱり総合計画に載せる必要があるんじゃないかと、こういうふうに思いますが、せめてこれからの5年間の間に調査ぐらい、あるいはまた県との交渉のできる準備期間としてでもやるような方法はないか、こういうことを思いますが、どうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 30年ほど前の十四山地区にございます馬ヶ地のところにある農免道路というふうに私は理解をしておるわけですが、どのようないきさつで中断になったかということにつきましてはいろいろあるかと思えますけれども、今それを調べている時間もございません。

この計画道路につきましては、地元の皆さんからもお話を聞いているところでございます。もちろん橋をかけるという形の中で莫大な事業費がかかるわけでございます。市単独では大変難しいというふうに思っております。

今議員のおっしゃるように、調査費をつけて調査したらどうだということですが、ぜひそういった形の中で一度検討していきたいというふうに思っております。少し時間はかかりますけれども、過去のいきさつ等も踏まえて、どのような形の計画があったということをはもときながら考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） この点については、私も幾らか知っていますから、また申し上げますし、それから大変幅が広い川ですから、工夫をすれば私はできると思うんです。

ですから、一遍県の県道としての方法は恐らく難しいと思います。ですから農免道路ということでもあるかもしれませんが、市道としてひとつ考えるように検討をお願いしたいと思います。

続いて、時間がないので簡単に、急ぎます。

活気あるまちづくり展望ということであります。

施政方針において、市長就任以来、活力みなぎる弥富のまちづくりを実現する、こういうまちづくりを目指して総合計画に掲げられた項目の実現と新たに発生した課題の解決に市民の皆様との協働で前向きに取り組んできましたと、こういうようにこの前の施政方針の中にもありました。

その結果、市民はこの活気あるまちづくりというのはどういうことだろうかと、こういう関心を持っておると思えます。

特に、平成26年度は任期2年目の最終年度になり、市長の決意もはっきりしておったと思いますので、この活気あるまちづくりの展望、どういようなことを中心に活気あるまちづくりということを考えておられるか、そのところをちょっと尋ねたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 私も平成26年度を迎えるに当たって、施政方針の中でそういった形のことを市民の皆様と考えていきたいということを言っておるわけですが、今一番市民の皆様が望んでみえることは、やはりこの3・11東日本大震災から、私たちは安心して、そして安全なまちという状況の中で生活がしたい、暮らしをしたいというその願望が私は非常に強いと思います。そうした形の中において、市ができる公助という形の中でどういことができるかということをしっかりやっていかなきゃならないというふうに思っております。

また、先ほども話がありましたように、私ども弥富市は駅周辺を中心といたします市街地、そして農業振興地域、そして南部の西部臨海工業地帯という形の中でそれぞれの特色を持ったまちがあるわけでございます。

市街化につきましては、その隣接地に対して市街地の面積を拡大していく、そしてそこにさまざまな施設あるいは民家という形の中で、いわゆる見た形の中においても元気をいただけるような展望を持っていくべきであろうというふうに思っております。また農業振興地域におきましては、新たな国の農業施策の中でこの農地をいかに生かしていくか、こんなようなことを考えていきたい。西部臨海工業地帯におきましては、弥富市に対して大きな税収をもたらしてくれております。そうした形の中において、今後もこの西部臨海工業地帯の企業誘致ということについて、しっかりとやっていきたい。

そしてもう1つは、少子・高齢化社会の時代でございます。少子・高齢化社会の時代でございますので、そういう形の中で市民の皆様がしっかりと向かい合ってくれているなあというように形で実感いただける、そんなような施策をこれからやっていきたい、それが私の基本的な柱として今思っているところでございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） また次の機会にしっかりと議論したいと思いますが、私は一番大事なことは今何だというと、この少子化の問題なんですよ。子供がどんどん減っていく。ようやく去年から学校の適正配置の検討に入ったんですけれども、やっぱりこの少子化、これはもっと真剣に考えないかんと思うんです。だから、私が先ほど市長にお渡ししておいたんですが、飛島の一番の悩みは何であるかといったら人口が減っていくことなんですよ。

これ弥富もよそごとじゃないんです。地の利がいいけれども人はふえない、しかも学校はどんどん少子化、子供は減ってくると、これを一遍真剣に考えることです。そのためにはどういう施策を設けるか。例えばいろいろの子育て支援ということもありますけれども、もっと結婚を早くするように勧めるとか、3人以上の子供の場合には、これは何回も私が言っておるんですけど、手厚く援助するとか、そういう例のないようなことをどんどんやるべきで

すよ。そして弥富が本当に少子化のためにこういうすばらしい施策を講じておるなあと言えるようなものを一遍議論しましょう。

最後に、弥富市庁舎建設問題の経過について尋ねておきます。

25年度補正予算、庁舎用地取得関連の結果について質問をしてみたい。

建築審査、土地収用法、免税協議、事業認可などの程度進んでいるのか、その進捗状況について、具体的に状況の説明をしていただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） まず市庁舎でございますが、現在の建物が第1種住居地域にございまして、不適格建築物になっております。

そういったことから、建築許可が要するというので建築審査をしていただきました。これにつきましては、12月27日、建築許可、これは建築基準法に基づく建築許可でありますけれども、これはおりております。

続きまして、いわゆる事業認定、これは土地収用法に基づく制度でありますけれども、これについてはそれぞれ新聞に載せるとか説明会等を進めまして出せる状態になっておるわけでありまして、現在、この土地の取得に関する予算が住民訴訟の対象になっております。そういったことから、現在、事業認定についてはとまっております。

その後は、事業認定がおりた後になりますけれども、税務署との特別措置法に基づく協議についてはこの事業認定の許可後ということになりますので、現在は係争中の裁判の結果が出るのを待つという事態になっております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 時間もありませんので、最後に1つ、この問題についてはやっぱりそう簡単に片づかんのですよ。だから私は、原点に基づいて基本調査の必要性を感じております。ですから、一遍それも含めて次の機会に議論をさせていただきたいと思います。

以上をもって時間が来ましたので、終わります。

議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は1時とします。

~~~~~

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に伊藤正信議員、お願いします。

17番（伊藤正信君） 17番 伊藤です。

私は通告により3点ほど質問をしていきたいと思っております。



きのうときょう、議員から質疑があり、私の質問する課題も重複している部分等がありまして、答弁者には迷惑かけるところもあるかもしれませんが、お許しを願いながら質問していきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず第1点目には、農業施策の推進の課題であります。

農業というのは私ども平成18年、19年ごろに特に経済状況と同時に農業施策、農家の就労者の高齢化とか雇用、あわせて担い手農業をどうしていくかという大きな課題で、まず従来の農業とかわって平成19年から施行されてきました。それ以降、19年と21年の農業法の改正、さらにはことしから来年、30年に向かって、まさに農家が農業従事をしていく、農業基盤を確保していく、その状況が施策が大きな変化があって、行政側としても大変なことであつたらうと思っていますが、しかし私はその状況の中で、今私どもの弥富市としても抱えている合併以降、土地改良の事業形態のあり方、あわせて国の施策における水と農地の緑のいわゆる管理と、これは併合しておる部分がいっぱいあるんですよね、補助金との関係からしますと。

そんなことを通してまずお伺いしたいということは、弥富市の弥富市地域水田農業推進協議会のあり方について、実はこの協議会の構成メンバーの中には議長も入っています。私も2年間やらせてもらいましたが、その状況の中で、平成18年まではこれは弥富市市条例だったんですが、19年以降、協議会規約というふうに変更されたんですが、この点について、この変更の規約の趣旨は何であつたか、少し御答弁願いたいんですが。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 伊藤議員の御質問に対して、答弁をさせていただきます。

趣旨ということでございますが、市の規約ということで以前と変わっておりませんので、御報告させていただきます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 私の古い資料が、1点は、少しこの45年で市条例になっている。

それで、それが平成19年4月1日に規約になったんですよね。この規約を、条文の役割と同時に、弥富市の地域水田農業推進協議会の規約は県土連の許可をなくして変更できないという事項が書いてあるんです。これ私持っていますから。それはそれでいいんですわ。

だけど、こういう問題を通したときに、その事業の目的が、第1点目には地域水田農業ビジョンの策定、実施状況の点検及び見直しに関する事、第2点目には水田農業構造改革交付金に関する事、第3点目には構築連携水田活用事業に関する事、第4点目には認定方針作成者別の需要量に関する情報の策定、認定方針の作成者から方針参加農業者への生産数量目標の配分の一般ルールの設定及び当該生産数量目標作付面積に換算する際の基準となる単収の検討・助言に関する事、5点目には、その他地域協議会の目的を達成するために必

要なこととなっているんですね、これ。

それの前の協議文は、いわゆる推進協議会条例はそうではないんですよ。私少し今まで認識不足だったと思っていることは、これは19年から認定農家直接払い、そういう制度が国と地方との連帯感を持った役割を担う地域協議会としての水田推進協議会の役割じゃないのかと、そのための規約。

それで、これが県土連の許可なくして変更できないということは、うまくできているような気がしてならんのは、今回の26年の農業のあり方の中の変更の中に、今度は地域協議会の役割が県土連が担うと書いてある。一本化をする。今は愛知県の中の幾つかの推進協議会のところでやっていた仕事を県土連へ持ち上げると、こういう中身が農林水産省の平成25年12月の資料に書いてある。そうするとこの19年の規約は、まさに今日を見据えた規約である、農業基盤づくりがある。そんなことが私は見受けられますが、市側として、そのことについてどのように考えられますか。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 答弁させていただきます。

議員の御質問でございますが、最初に説明をさせていただきたいと思います。

農地・水保全管理支払い交付事業ということが平成24年から新たに、先ほど議員がおっしゃいますように日本型直接支払制度という名称で、多面的機能の支払い交付金ということで26年度より事業名が変更になることになっております。以前につきましては、地域協議会ということで地域の協議会がございまして、そちらのほうで事業の計画等を進めていただいていたわけですが、この26年度より愛知県の土地改良事業団体連合会が本部となりまして、そこから今の交付団体でございます組織のほうに交付金として支払いをされるというふうに変わってきております。

なお、まだこれの詳しい状況につきましては、多面的機能の推進協議会がまだ立ち上がったばかりでございますので、今後の成り行きについて注視しながら検討していきたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 今開発部長からの流れは、私も理解をするんです、この部分は。今理解をするということは何ですけど。

なぜ私がこのことを申し上げるかということ、農業が例えば貧弱ということは失礼な言い方やけれども、農業基盤をどうしていくかということは今自民政権、安倍さん、アベノミクス、第3の矢ですよ。これはちょっと飛びますけれども、その施策をどう実行していくかが地方の行政のあり方の中と農家との、そして議会でもそうですが、共通認識をいかにしていくことによって、いわゆる食料自給が40%を50%に高めていくのか。さらに今

農家が今後どのような形でこの農地を管理していくのか。

今までは農業認定農家、オペレーターと地権者との関係で19年以降来て、さらには土地改良にやらなければならぬ水と農地の保全の役割が地域団体に同じ条件のものが今生まれているわけです、平成19年から。そのために私も過去にも話したことがありますけれども、そのことは土地改良の役割は一体何なのかと、地域の保全管理は何なのか。

そうすると、私どもの税の使い方に問題があるわけですよ。弥富市もそうだと思います。ごみゼロの日に、私たち農家は水路の汚泥を除去します。水路の草も刈ります、農家は。そしてまた保全団体もそれをやっておるわけなんだ。その金は国から282億という金が出てきておる。そしてそれに対する推進を、団体をする海部農業推進協議会などに対しても国は10億ですか、出すんですね。

ですから、そういう状況の中で幾つかの農業基盤づくりのための予算支出がどういう形で精査をしていかなければならないのか、これは国の施策と地方の行政の施策とのあり方をきちっと私どもが議論をしなきゃならない大きな役割があるんじゃないかなあと私は思っています、1つは。

ですからここで質問をしたいということは、19年以降において、オペレーター的生活環境とオペレーター以外の兼業農家などの、いわゆるどんな感覚でもって弥富市は、弥富市の中にも農業推進の保全の整備の方向性も示されています。25年12.5、さらには30年には15%だとか、その辺の感覚的な分について、今オペレーターさんたちはどんな気持ちなのか。気持ちというのはおかしいが、基盤づくりはどんな状況なのかと。そして兼業農家などについての考え方はどのように見えますか。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 答弁させていただきます。

現在のオペレーターでございますが、稲作のオペレーターということで弥富市内に25名の方がお見えになりまして、農地集積事業によりまして現在利用権設定等を結んでみえまして、現在444ヘクタールを、自作も入れましてですが、管理をしていただいております。

今後につきましても、優良農地の保全ということで新たに農地の中間管理機構というのが創設される予定になっておりますので、この段階でもまた農地が集積されるということで、皆さん方の農地を所有してみえる方々からこういった中間管理機構のほうに提供していただき、なおかつオペレーターの方々に配分をさせていただいて、農地の保全に努めていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） これは農家の一般の人の話なんです。本当にこの制度自身に、担い手農家とその方向性のオペレーターさんたちには大変預かっていただく気持ち、預かってい

ただいておる感謝の気持ちと同時に、少しはやっぱり農家をやっておったほうがよかったかなあと、こういう農家の声が、格差が出ています、兼業農家と地主と。このことが施策のあり方の中にどうであったのか。また、平成26年、27年以降の農業のあり方にどうあるのか、ここに課題があると思うんですよね、私は。

それはなぜかという、今開発部長がおっしゃいました農地中間管理機構の創設、これが27年に向かって誰が管理をするのか、この管理は県土連へその機構を持っていくのか、例えばこの中間管理機構をどこでつくるのか、どんな形にするのかということによって、今度はオペレーターの今の管理と、今まで管理をしていない人たちの管理が違って来る、この条文を読んでいますと。そのことが不明瞭なまま今来ておるような気がする。

だから農業委員会さんも、少なくともそれぞれの立場もあるでしょうが、平成21年6月の農地法の改正に基づいて、いわゆる5,000平米以上の方が耕作を持つ場合、農地を買うことができたり農家を持続する、そのことを担うと書いてある。しかし、平成21年6月には、それが下回ることが農業委員会の役割として、そのことは農地を地方で協議した場合はその枠は5,000平米以下であってもいいと書いてある。

そうしますと、平成21年以降、農家が持続的にやったり、そして新たに農業の国の施策の助成金をもらいながら雇用と同時にいわゆる農業開発行為をしていく人たちを受け入れる立場の状況というのが、休耕田をなくしていく、活用させていく。私は21年6月の農地法の改正は、そのところにあつたと思いますが、6月以降において、それぞれ農業のあり方についての議論はされたのかどうか、その条項について、お伺いしたいと思います。

議長（佐藤高次郎君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 答弁させていただきます。

最初に、中間管理機構のことからちょっと説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

担い手の農地の集積・集約化を推進することによりまして農地の有効利用の継続と農業経営の効率化を進めるために、都道府県単位で1つ設置するということになっております。仕組みといたしましては、引退予定の農家の方々から農地を借り受け、大規模農地に整備した上で大手の生産者及び企業の方に貸し付けるものでございます。国においても、10年後に全農地の80%を担い手に集約・集積するというところで考えておられるものでございます。

次に、議員がおっしゃられました下限面積の関係でございますが、農地の権利移動許可の要件となっております下限面積でございますが、都道府県につきましては50アールということで設定をされておりまして、これは平成21年12月の施行の改正農地法によりまして、地域の実情に合わせない場合につきましては、各農業委員会の判断において別段で下限面積を定めることができることに、議員が言われましたようになっております。

弥富市におきましては、農業委員会で審議をいたしまして、現行の50アールで設定をされております。設定の理由でございますが、市内の農家で50アール未満の農地を耕作している農家が全農家の4割に達していないことや、遊休農地等で非常に低い状況にあるために変更をしておりませんということで御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。議長（佐藤高君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 農業委員会でかかっているということならばそれはそれですが、農業委員会で少しは議論をしてもらいたいということは、私どもの優良地、先ほども52.8%弥富市は今あるよと言われる中で、弥富の特産をどう生かしたり、どういう形で農業育成をし、例えば次代をつないでいくかということになれば、多くの自治的ないわゆる多目的といいますが、促成栽培、それぞれいろんな形で農業の人たちが学び、作り、そのことをしながらサラリーマンから転職だとか、いろんな形ができるだろうと私は思っています。

それはなぜかという、昔は農家が1反売れば嫁を1人2,000万ぐらいの金ができたと言われて農地を手放すことができなかつたし、それを使って生活環境も賄ってきた。今、300万切れているわけですよ、坪1万円。このことは悪いとかいいとかいう議論じゃなくして、本当にそういう人たちが日本の生産高を高めていく、農業で生活をしていくことのできる方法というのは、法人化も認められながら企業もやる、そういう状況の中で設備投資をしながら農業の役割を果たしていくとするなら、私は3反あれば、やろうと思う人たちは生まれてくるんじゃないか。そういう運用、方法、そして弥富市における農業の雇用育成、将来の農家の子供の進路を定めていくと、できていく、分家だけではなくして。

そんなことなどを通して、今、衛星都市の弥富市が、名古屋だとか桑名、四日市を抱えた、そういう状況の中でいけば、農業委員会で少なくともそのことも議論をしていただきたい。農業委員会で決められているんだ、権限がある。これがいわゆる農業施策推進法の改正のあらましであったような気がしてなりません。このことは強く要望をしていきます。御答弁は要りません。

もう一つ、先ほど開発部長からお話がありました中間管理機構のあり方について、各県単位でやるということは、もう間違いなくそれぞれ県土連だろうというふうに思います。今まで地域協議会において、いわゆる農地・水の関係で言えば直接払いであった部分が、農家というか、その団体に7%手数料を納めておるといったじゃないですか。国の方針はそこがないはずなんですよ。

ということは、農水省へ私直接電話しました。金はこんだだけ落としますから、そこで推進をします、こう言っているんですよ。その組織運営が、今は市長さんに申しわけないが、服部市長、開発部長も組織の一員であるようです。だから、組織の構成メンバーも含んでそこにできたこと、あわせて先ほど私が申し上げた水田農業推進協議会の規約、ここにその条文

に当てはまる事項があるわけやね、策定からいけば。そんなことも通して思うと、この役割というのは大変な状況だなあと。私自身も22年に議長をやらせてもらって、この規約をちょっと知らなくて申しわけなかったんですが、これはおわび申し上げます。

しかし、今その流れの中であって、そうやって農家へ落とされてきた、例えば直接払いと同時にその状況も変わっているんですよ。今度27年からは農家だけでいいですよと言っておる。今までは、例えばそこの地域に住んでいる人皆さんと一緒に保全管理をお願いしたいと、こう言っておった、サラリーマンの人から全部。27年からは農家だけでいいですよと、それでも1団体として認めますよと言ったんです。

それで、その手数料を払っているというね、農家が、事務が煩雑だからといって。このことと自身と同時に、弥富市も25%直接払いの関係では負担が出ておるわけですよ。県も25、国も50、そんなような組織があることの中で、きょうまではきょうまでとしても、今後の中間管理機構のあり方の中で、県で1つだとすると大変なことが起きてくるんじゃないかなと。

それはなぜかという、農家の皆さん方が、今まで土地の賃借関係でいきますと20年だったんですよ、貸した場合、借りた場合。これは農地法の関係等の問題があって、昔の昭和28年までの小作問題とは別の話なんですよ。これは民法六百何条から書いてあるわけです。その改正も今度は20年から50年に変わった、契約関係が。そうすると、普通、農家の人たちが、私でしたら20年は90ちょっと行きますから、まだ私の目の黒いうちには何とかかなあと、こんな感じですが、50年先だったら、全くもう自分の土地じゃなくなっちゃう、民法上からいくと。

〔発言する者あり〕

17番（伊藤正信君） ちょっと待ってください。

それで、中間管理機構におけるところの農地の保全計画は、10年を目標にした契約になっているんですよ。だが、そこにおける私どもが考える、私も農家です。農家が考える賃借関係と、保全契約関係とは民法上違うわけですね。国は10年と言っておる、契約解除をする線は。

例えば、それは私自身が今2つの法の中に、施策の中にあることの中を考えたときに非常に危惧する。私はどっちのほうで判断をするか、そんなことが1つは今生まれようとしている。

もう1つは、今農業基盤の中においても、はっきり言ってオペレーターの皆さんも正式の契約を通してオペレーターの管理として市役所が預かっているかどうか。水と保全の管理は、その団体と市役所との協定によって組織が認定されておるわけですね。でも、オペレーターの4ヘクタール以上の人たちにおける状況の中の契約が、表と裏がある。これは現実だと思うんですよ。でも、それは農家としてお願いをし、受けてもらえん小さな面積もあったり、

いろんな形が生まれているんですよ。私はそのことを通して、今本当にこの弥富市が七十何%の耕地面積を持ち、優良農地52.8%持っているとするなら、市長にお願いをしたいことは、とりわけて農業委員会も推進協議会も本当に本腰を入れて、農家とか兼業農家も、予算も使っているんだから、もうここで少し、私は27年以降が本当にこれからの、T P Pも問題を含みながら農業のあり方と将来のあり方をしていられる状況じゃないかと思っています。

そういう特別なチームをつくって農家に説明をして、より正しい農業の今後のあり方について御説明なり討議なりを深めていただきたいなあと、農業施策の推進のあり方について質問をしているわけですが、全く少し取りとめのない質問になっているかもしれません。

しかし、ここにある新たな農業農村施策が始まりますが、私はこの間見たばかりなんですわ、25年12月の。そしてもう26年が始まっているんですね。政府は本当に、そんなことは言っていかんけれども、私たちが理解するまでも何もない。それは確かに弥富市としても支部長さんを集めて説明されて、農協にやって地域へ、おいこれを集めてやってくれと言われて。だけど、私はっきり言いますけれども、うちの部落も農業委員がおりますよ。農協の職員もおります。地域で聞いても、まず答えてくれない。私も勉強せないかんわけですけれども、これは現実に農家が成り立つのかどうか。やっぱり規則だとかそれぞれの施策が十分行き渡って、そしてお互いに十分議論をし合って初めて農業施策が生まれると私は思います。

ですから、強く今後この農業施策のあり方について、農業推進協議会についても、このメンバーについても私はそういう役割を持つなら、少し構成された委員会のメンバーも弥富市の議論をしていただきたいなあと。充て職じゃなくて、本当に専門家も入れて農業の普及委員さんだとか、そういうような専門家などと組織づくりをしていただきたいと思いますが、この件について、最後、要望と意見。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

政権交代後、農業政策というのが大きく変わってきていることも事実でございます。農業の強化策を打ち出しながら、対T P Pに対してどのように参加していくかということが今国策としても検討されておる状況でございます。そして、今まで農家に対してある意味では手厚い保護という形で補助金等も出されたおったわけでございます。例えば、生産調整に対する転作の奨励金、あるいは米に対して10アール当たり1万5,000円に対して補助金も出してみえた。こういったことを暫時、段階的に補助金を打ち切っているという形で新たな政策でございます。

そしてまた、先ほど私どもの所管が話をしましたように、中間管理機構ということを使いながら、いわゆる農地の集約化、これはより効率的に農業経営を進めていくためには、どうしてもその辺のところは大事だろうというのが国の施策でございます。そして今、中間管理

機構がどのように農家の方に御理解をしていただき、また私たちがどのように説明責任をしていかなきゃならないかということでは、議員おっしゃるように大変重要な話だろうと思っております。

農業委員会におきましても、先月、先々月という状況の中でこの中間管理機構に対する農業委員のメンバーの方にまず御説明を申し上げ、そしてまた地域の中でというような段階になってくるわけでございますけれども、今弥富市は、何回も申し上げますけれども、1,600ヘクタールの水田がございます。そして約30%のいわゆる減反というような状況もあるわけでございますけれども、そのうちのいわゆる稼働している40%は25名のオペレーターが管理しているというのが現状でございます。

そうした形の中で、小規模農家をやってみえる方に対して、農地の集約化ということがある意味では言われているわけでございます。例えば、3反、5反でやっていって、これから本当に農業経営という形で成り立つか、あるいは後継者としてやっていけるかというようなことが、これは日本全国だと思いますけれども、問われている、そんな状況であると思えます。

そうした形の中で、そういった耕作をしてみえる方に対してこの中間管理機構というのを生かしてほしいというのが一つの施策だろうというふうに思っております。10年間は縛られるわけでございますけれども、そういう形の中で水田を任せただけならばという形の中で補助金が出ていくというような格好になるわけでございます。そうした形の中で、まだまだスタートしたばかりでございますので、農業の方が正しく理解されていないということがあると思えます。

我々としては、県の力、あるいは農業委員会、あるいはJA等と関係を結びながら、この中間管理機構における役割というものについては市としてもしっかりと説明責任があるというふうに思っておりますので、よろしく願いをしていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、効率的な農業経営をどのようにしていくかということが一番大きなポイントでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 先ほど、私この項は終わっていきたく思ったけど、少し忘れた点がございます。ごめんなさい。

入り作の関係で、土地の出入りの関係で、例えば私の地域でいきますと五之三ですね。それから近くは荷之上ですが、愛西市なんかの土地を持っている人は入り作料を払っているんですよね。これは本来この整理からいくと、水の保全管理からいけば、その地域が組織をつくっておれば、もうそれは取られる必要ないわけです。それは歴史は歴史として、五之三も荷之上も他市からの入り作の関係はもうやめたんですわ、いただかないように。しかし、相



手は取りに来るわけですが、他市からは。

それで、後半にかかわる部分等があるので、こうやって地域協議会等があれば、その状況の中で、そのことについても今の法の制度の中と同時に改めていくという、農業がお互いに非常に困っておるんですよ。

なぜかという、預託をして回ってもその金は全部納めないかんのや。だから、地権者が負担をしていく割合が、賦課金とそういう思わん金が、残っている金をみんな出さないかんのですよ。そうすると国が2万円くれるか1万5,000円くれるか知らんけれども、全く赤字の赤字だというのが現状です。

だからきょう、主な問題点としてはそこにあったわけです。だから、農家がそうして集約農業、例えば中間機構へ預けていく上においても、それぞれの状況の中でその問題の解決がされていく、そういう状況の中で安心して地権者としての役割を果たしていく、こういうことを含んでお願いしていきたいと思います。これは協議をしていただくことよりないもんですから、ここで御答弁いただけたらと思っておりますが、その辺はいかがですか。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁をさせていただきます。

最初に入り作の件でございますが、これにつきましてはそれぞれの地域によって、その実情に応じてさまざまな経費に充てるということで、事務費等の徴収をされているというふうには思っております。

各土地改良区にお聞きしたところ、半数以上の地区でこうした入り作料を徴収しているところがあるということでした。各地区の事情があらうかと思っておりますが、現実として徴収をしている地区がございますので、市といたしましても、今後公平性を保てるように、近隣の市町のほうにも働きかけていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと土地改良費の負担、耕作者にということもございしますが、現在は農用地利用集積の円滑化団体でありますJAさんでございますが、利用権設定をする場合において、土地改良区へ納める経常賦課金、特別賦課金、集落経費につきましては地権者負担というふうになっております。

また、海部管内の市町村の状況をしたところも、いずれも農地の所有者が支払っているという回答をいただいております。受けていただきます耕作者の経営につきましては、今後TPPの国の政策について大きな変化があるとは思いますが、こういった状況も見ながら、土地改良区の定義につきましては今後所有者と耕作者の間で協議をしながら、弥富市の将来を見据えて十分検討していく必要があると思っておりますので、御理解のほうよろしく願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 冒頭の入り作料については、一番そこに問題があるのは、開発部長、地権者と耕作者とオペレーターとの関係を協議しておっしゃるが、このこと自身に大きな課題があるんだ。

本来、受けた人は、それぞれ地域環境など含みながら受けたほうが持つのは当然なんですよ。それは必要経費としてみて、それをやっつけていかなければ受ける形ではない。なぜ冒頭、私が最初に申し上げたかということは、オペレーターの環境といわゆる兼業農家の環境はどうなんですかと、はっきり物は言いませんでしたが、そういう問題を抱えてお願いしますというわけにいかん。経費だけ自分持ちで、米も今後7,500円でどうのこうの、それからこれからは米の単価もわかりませんよと言っておる。これ議論すると、私も1時間でも2時間でせざるを得ない。

だけど、今本当にそういう農家といわゆる組織団体とのあり方について、もう一度地域の話を実際に受けとめながら、その問題をどう対応していけることが行政として、いわゆる国の方針も農業委員会、そして各農協団体とあわせて耕作量、耕作権、そういう問題を協議してくださいよといって農地法が改正されておる、その趣旨をきちっと指導し、聞けるという組織づくりを検討していただかなければ、私は少し強くなりますがお願いをしていきたい。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） この中間管理機構がきちっと組織化されて、新たにそちらのほうへ農地を移管される方において、いわゆる土地改良に対する経常賦課金をどこが担当するかということについては、今伊藤議員がおっしゃるように新たに加入される場合においては協議をするということになっておまして、これはまだ定かな方向ではありませんけれども、いわゆる耕作者、例えばオペレーターさんがやられたらオペレーターさんのほうに、いわゆるそういったようなものについての諸経費が移管されるというようなことも言われております。

しかし、じゃあ既存の場合はどうするんだと。既存で、今耕作者が負担をしている経常賦課金に対して、それはそれだよという議論もあるわけですね。非常に難しい議論になっておまして、もう少し時間をかけないと、新たに中間管理機構に委託をしていく、そして今までオペレーターに移管されている耕作者と地主との関係、こういったことについてはしっかりと議論をしていかなきゃいかんというふうに思っております。議論は必要だろうと思えます。

議長（佐藤高君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 私は、今市長から答弁いただいたように、今後そういう農家とそれぞれの立場を通した十分なる意見交換の方向性を定めながら、法の趣旨に合った状況をさらに深く御検討いただくことをお願いして、次の項に入らせていただきます。

私の2点目の質問については、庁舎の建設なんです。

けさほどもそれぞれ副市長のほうから今日的な状況等がございました。私はこの庁舎が44年以降ずっときょうまで来ていまして、耐震診断も受けながら、震度4に耐え得らんという状況で、さらには合併協議会等を通しながら、庁舎の位置づけ等あわせて市民との建設にかかわる議論等深まってきました。そして今、この状況の中でいろんな形でその予算のあり方について御議論がされながら、裁判問題等まで発展はしています。

しかし、きょう東北の震災等を含みながら3年をたった今日、改めて安全義務違反という課題は、これはそこに働く人たちの安全も、市民の安全もここは庁舎として役割を持っています。そして東北の震災についても、じゃあ震災の回復、それぞれ地域の復興はどんな状況かということ、七十何%の方々が不満であると、やや不満であるというような状況があるわけですね。

そうすると、庁舎がこの大きな役割を果たしていくのは、市民の安全を確保する庁舎、そして万が一災害が起きたときに、復旧の司令塔として早く市民の安心・安全なまちづくりのための必要な状況じゃないかなあと考えています。

私も市議会もそれぞれのいろんな形の議論の中で、この方向性を定めてきました。市もその決意であったと思いますけれども、今日この状況の中で、さらなる市としての決意を、市民の皆さん、一体どうなったんだという話がこのごろあるもんですから、きょうそれぞれこうやってテレビでの対応もありますので、ひとつ市長、その決意を、これ私も議会もはっきり言って大変な課題だと思っています。ここでおくれたことがあって、何かあったときに、本当に議会議員としていいのかどうか、行政としていいのかどうか、ともにその責任も大きな課題があるのではないかと私は思っています。

そんなことで、市長に改めて決意をお伺いしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員のほうから、庁舎の建設についての決意を語れということでお時間をいただきまして、本当にありがとうございます。

御承知のように、あと1時間後がちょうど3・11東日本大震災から3年が経過しようとするわけでございます。2万人にも及ぶとうとい命が犠牲になられ、そしていまだに26万人と言われる方がいろんな形の中で、生活の中で困窮しているということでございます。また、福島第一原発の事故につきましては、本当に再稼働が必要かどうかというところまで問われるような状況ではなからうかなあというふうに思っております。

さて、それはそれという形の中で、私たちもこの庁舎建設につきまして、十分にこの教訓を生かしていかなきゃならないということでございます。先ほど伊藤議員がおっしゃったように、この庁舎は昭和44年、45年という状況の中で47年経過してあるわけでございます、

老朽化が進み、そして耐久性にも乏しいわけでございます。また、合併以降庁舎が大変手狭になってまいりました。その機能性が欠けていることも事実でございます。

そして、最大の私たちが考えていかなきゃならないのは、東日本大震災のあの地震災害の恐ろしさでございます。被害の甚大さ、そして庁舎機能の極めて大事なことがあのときにも浮き彫りにされたわけでございます。

災害の司令塔という形の中で、市民の皆様の安心・安全を絶対守っていかなきゃならない、そしてまた行政機能が停滞してはならないということが今問われているわけでございます。我々としては、そういうことにおいて庁舎の新しい建設については喫緊の課題であるということは何回もお話しさせていただきました。また、建設に当たりましては合併推進債という形で起債率90%、そして国の交付措置が40%近くあるという形で、このタイミングしかないというふうに思っております。国が建設費を肩がわりしてくれるこの時期しかないということ強く思っているわけでございます。

そして、今まで新庁舎の建設事業につきましては、庁舎改築等の検討委員会、そして議会のほうでは特別委員会を設置していただき、基本構想基本計画をまとめてきたわけでございます。そしてまた、基本計画の中におきましては用地の取得あるいは物権移転補償費等において、さまざまな事項について議論をいただき、了解をいただいていたというふうに思っております。

昨年の6月の補正予算につきましては、議会の議決をいただいたということでございます。この議会の議決は重いというふうに私は改めて思っているところでございます。議員各位のお気持ちも同じではないかというふうに思っております。また、市民の皆様にもパブリックコメントを求め、公聴会の開催、あるいは収用手续のための事業説明会を開催して、庁舎建てかえの必要性をその事業内容を含めて説明してきたわけでございます。そして、平成25年12月27日、愛知県知事から建築許可をいただきました。

今後の見通しでございますが、現在、発注している設計業務は平成26年9月末に建築確認申請までの全ての設計業務が完了する予定でございます。現在の訴訟中の事案に対しましては、第1回から第3回の口頭弁論が終わり、今後は本案に入っていくというふうに弁護士のほうから聞いておるところでございます。

その結果、第1審の判決が出た場合におきましては、土地収用法第16条に基づいて事業認可をいただき、税務署協議というものを終えて隣地の用地取得及び物権移転補償契約を行っていく予定でございます。

なお、現在訴訟中でございますけれども、この訴訟につきましては、私は裁判官の訴訟指揮に従って、市の主張と立証を尽くしていきたいというふうに思っております。そして裁判所の可及的速やかな御判断をいただきたいと思いますので、議員各位の御協力もよろ

しくお願いを申し上げます。

いずれにいたしましても、喫緊の課題として庁舎を建設することが市民の総意であろうというふうにも思っておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 市長が市民の生命・財産を守っていくその立場は、私も今お伺いしました。やはり税を使うことですから、効率的に無駄のないように、お互いにそれぞれ今後の対応については協議していくということを私たちも考えなきゃならないと思っておりますので、市民の皆さん方に深い御理解をいただきながら進めていただきたいと思っております。

私の持ち時間も少なくなりました。

3点目には地域医療の関係でございますが、きのう、三宮議員から地域医療のあり方についての質問がございました。

私も地域医療のあり方について、まさに私たちの国民の生活の中で、医療費は平成11年から前年度に対して3.1%の増額ということで、国は37兆円もの金が必要だと。そして、この15年にはそれぞれ45兆円もの金が、いわゆる医療費の増大を予測されて、こんな状況で医療費はますますかさんでいくだろう。そして70歳以上では年間で18万円、75歳以上では年間で80万円の医療費が要る。この医療の増大というものに対して、厚生労働省などを含みながら、この4月からも居宅介護、居宅医療、そして治療のあり方についても方向性が出されました。しかし、それだとして考えてみますと、基本的には医療費はやっぱり個人の負担が多くなってくるわけです。

それで、私たちはきょうまで海南病院に対する依存、弥富市も地域医療としての役割をお願いしながら、年間約8,800万の金額などを含みながら、治療、市民への安心・安全を負託されてきておるわけですが、きのう市長から、山本院長は市民のための治療については万全を期すというお話がございました。

私はもう少しこの趣旨についてお伺いしたいことがあるんですが、国民健康保険って誰が責任者ですか。

議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 国民健康保険については、保険者のほうは弥富市で、代表は弥富市長という形になります。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 今、市がということでしたね、いいですね。

ということは、やっぱり保険を管理、そしてこの整備を進めていくのは、昭和13年にこの保険法が最初はできているんですね。その当時は任意だった。それで48年からこれは強制加

入という法律に変わったんですね。そのことの中で、税の活用と同時に市民の安全を守るという基本的な行政のあるべき姿なんです。国も補助金は出しているが、そんなことを考えたときに、やっぱり今私たちはお願いをする病院に対して何も不満が、例えばどんな状況があるかということを一、二点申し上げなきゃならないなあと思っています。

入院されて、患者さんが、これは退院ですよといってその翌日亡くなっちゃうと。私も2回ほどございますが、患者を連れてまいりましたら、風邪ですよと言った。2日後には脳梗塞、いわゆる脳の打撲だった。そのまま手術をしてくれると思ったら、手術をせずに、固定はしましたからいわゆるリハビリステーションへ送った。リハビリステーションは、3カ月たったらどこへ持っていったかといったら介護施設へ送っちゃった。介護施設へ送ったら、今度そこからその翌日に海南病院へ後戻りしてきた。手術をしなかった。

それで過日、このごろあった。腹が痛いといって病院へ行きました。2日たったら腹膜炎を起こしておった、盲腸で。こういう人が、これは近い例ですが、本当にその中で市民の皆さん方から安心・安全な医療機関としてそんな不満があるということ、これは医療、医師の診断等も含みながらいろんな形があるだろうと思っています。

弥富市民として皆さん方が、命を預け治療をお願いしてきて、市長も一生懸命それは運営協議会の中で私どもの意見等を吸い上げて発言はしていただいております。しかし、今海南病院が集中治療室として、治療としてかわることは中央からのいわゆる医療の開放、いわゆる改革といいますが、その方向性が変わりつつあるのは、当然居宅介護もあわせながら、地域医療の包括センター、地域医療のあり方が変更してきているんじゃないかなあと思っています。

それで、そのことを地域の利用する皆さんがあんまり御存じないような気がする。きょうもある人と、朝でした、話をしました。海南病院は混んでおるでなあと。あなたのところ、隣に医者があるのと違うと言ったら、日ごろ隣の医者とはいわんが付き合いをしながら海南病院へ紹介状を持っていただくと初診料は要りませんと違いますかなと、私もそのことはちょっと聞いたことがありますかと。

ですから、病院のつき合う治療の係る部分として市民の感覚、それぞれの利用の方法などを含んで、医療として海南病院のほうも医者が3カ月か6カ月かで変わっちゃう、インターンだでと、こんな話などあるはずですが、でもやっぱり見てもらった医者にも安心して見てほしいというのは患者の立場でしょうね。

そういうことも含みながらありますから、もっと基本的に医療制度が変更が、地域包括センター等を含みながら、位置づけなどを含みながら、私は先ほどなぜ、健康推進課長が答弁なさったように、責任ありますかと言ったのは当てつけみたいで申しわけありません。

行政としてこの保険の治療の使い方を、それはそれぞれの立場でされているかもしれませ

んけれども、やっぱりあると機会に、老人会の集まりなどを含んで利用者などを含むところには、そうして地域と地域医療いわゆる開業医と海南病院とのつき合い方などを含みながら、1回丁寧に御説明いただきながら、さらに海南病院が信頼されていく治療機関であること。その治療機関の役割が少し理解度がないんじゃないかなと、お互いに。だからその説明責任といえますか、保険としてのあり方を説明していただくことを要望しますが、御答弁いただいでいきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 海南病院と私ども地域の患者さんとのかわりであるとか、あるいは国民健康保険というような形の中で、これは市町村単位でやっておりますので市が責任を持って運営していかなくちゃならない、それは当然のことなんですけれども、私たちとしては今海南病院に対してさまざまな行政支援という形の中で、これは施設設備を中心とする行政支援でございます。

私たちは海南病院さんの医療行為の中身まで入るわけにはまいりません。そういった形の中では御理解をいただきたいと思います。しかし、市民あるいは住民の立場に立った医療のあり方については、運営協力委員会等を通じてお話ししていきたいというふうに思っております。

例えば、ドクターがよくかわるというお話がございました。これはある一定の大学等の医局の指示であろうというふうに思っております。3年、4年の中でドクターがおかわりになる、あるいは研修医が新しくなるというのはどこの病院でもあることだろうと思っております。そうすることによって、それぞれドクターあるいは研修医が力を付けていただく、より専門性を高めていただくということになっていくのではないかなあというふうにも思っております。

いずれにいたしましても、3次医療をこれから担っていただく中核的な病院でございますので、3次医療というのは、何回も説明しておりますようにICU、高度専門医療あるいは救命救急という形の中で受け入れていただく病院でございます。当然、高度医療、専門医療をするためには高度な質の高いドクターが必要であろうというふうに思っております。

こういったことにつきましては、院長並びに関係機関、あるいは医局、そういったところについて私たちはいいドクターをお願いしていかなくちゃならないというふうに思っております。これは市民、住民の大きな声であろうというふうにも理解しておりますので、そんな形で機会ありましたらまたお話をさせていただきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） これで私の質問は終わります。

議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は2時10分とします。

~~~~~  
午後 2 時00分 休憩

午後 2 時10分 再開
~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に山口敏子議員、お願いします。

12番（山口敏子君） 12番 山口敏子です。

通告に従いまして、質問させていただきます。

学校施設設備の整備について。

本日、1番目に質問されました横井議員と重なることがあると思いますが、再度質問させていただきます。

初めに、学校内の設備、特にトイレの洋式化には格差が生じているのでということです。後期基本計画の中に掲げられている重要施策の中の6つあるうちの一つ、第4章「人が輝き文化が薫るやとみ」の中で、学校施設設備の整備が入っております。その中で、特に子供たちが1日の4分の1から3分の1を生活している場として、学校生活の中ではどうでしょう。

健康面から見ても重要な位置であるトイレの問題です。毎日生活している中では、必ず使用する場所です。近ごろはどこの公共施設、例えば駅、高速道路などのサービスエリアなどはすばらしい施設になっております。一般家庭でも洋式化が多くなっていると思われます。子供たちがトイレを我慢したりすることがないように、健康面からもトイレの洋式化は早急な課題と思われます。

今回、後期基本計画の中に提示された成果指標のトイレ洋式化率が24年度は31.4%になっております。これは新築間もない弥富中学校が入っていないためにこの数字になっていると思われております。先ほど答弁の中で、全体で28.8%とお答えをいただきました。

私は日の出小学校、弥富中学校を除いたその他の学校のトイレの洋式化率をお知らせ願いたいと思います。お願いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） 山口議員の学校内設備、特にトイレの洋式化は格差が生じている、現在はどのような状況かの質問にお答えさせていただきます。

日の出小と弥富中学校を除きまして、最も洋式化率が低い順番から申し上げさせていただきます。

十四山中学校は洋式化率が16.0%で最も低く、続きまして大藤小学校は同じく18.8%、栄南小学校は22.0%、十四山西部小学校は25.8%、白鳥小学校は28.0%、弥富北中学校は29.4%、弥生小学校は31.3%、桜小学校は38.0%、十四山東部小学校は43.8%で日の出小学



校と弥富中学校を除きますと最も洋式化が進んでおります。

ちなみに、先ほど弥富中学校と日の出小学校を除いた率は28.8%と申し上げましたが、これは25年12月現在の数字でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 山口議員。

12番（山口敏子君） ありがとうございます。これで小学校、中学校、洋式化率がかなり低いということがわかりました。ありがとうございました。

次に、各小学校では福祉教育が行われております。実際に障害をお持ちの方から体験した話など生の声を聞くことが一番の勉強になると思います。

交通事故による後遺症で車椅子生活を余儀なくされた方、病気のために体が不自由になられた方、表面上ではどこに障害があるかわからない方でもさまざまな障害をお持ちの方が見える中、今まで生活されたことの体験をお聞きすることが子供たちにとっても一番よい勉強だと思います。この方々に講師としてきていただいても、学校内には使用できるトイレがなかったため大変だったということをお聞きしました。

後期基本計画の中にも掲げられています第3章の中に「健やかでやさしいやとみ」、主要施策の中の4番目で、ユニバーサルデザイン化を推進ということがあります。その中には、子供、高齢者、障害者を含めた全ての市民が安全に安心して暮らせる環境づくりに向け、新たに建設する公共施設を中心に可能なものからユニバーサルデザイン化を推進しますと掲げてあります。

現在ある公共施設にも、このユニバーサルデザインのトイレは早急に変更設置が必要だと思います。現在、弥富市内の学校でユニバーサルトイレの設置をされている学校はあるでしょうか、御質問します。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） ユニバーサルトイレを設置してあるかという御質問でございます。御答弁させていただきます。

現在、日の出小学校、弥富中学校につきましては設置はしてございますが、桜小学校と十四山西部小学校は車椅子対応のトイレがございます。その他の学校についてはございません。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 山口議員。

12番（山口敏子君） ありがとうございます。

災害時には、小学校が2次開設の避難場所になっております。そのためにも大変必要な施設になります。今後設置計画はあるのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） 今後の計画について説明をさせていただきます。

今後の計画でございますが、ユニバーサルトイレの必要性につきましては十分私どもも理解しておりますが、スペースがかなり必要になることから既存のトイレのスペースでは難しいので、既存のトイレの近くに新たにスペースをつくるとなると大規模な改修となりますので、まずは少しでも洋式化を進め、介助棒なども備えて対応していきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 山口議員。

12番（山口敏子君） 各学校に1カ所でもあるということが大事だと思います。今後ともユニバーサルトイレの設置に向けて御検討を願いたいと思います。

次に、先ほども述べましたが、子供たちも職員、先生方も1日の大半を学校校舎内で過ごされています。毎日の生活の中では絶対に必要な場所であるトイレが、使いやすく快適な場所であることが一番必要不可欠でございます。各家庭でも一般化されつつある洋式トイレを、健康面からも衛生面からも早急な設置、そして改善を願います。これは要望でございます。

次に、ノロウイルス対策としての水道設備の改善についてです。

近年はノロウイルスによる食中毒が猛威を振るっております。先般も小学校、給食のパンから浜松市内では大々的にノロウイルスが出ておりました。このノロウイルスはアルコールによる消毒では対応できなく、石けんによる手洗いが絶対に必要と思われております。

市で行われている健康フェスタでも、手洗い指導コーナーがあります。ここで私も指導を受けたんですが、しっかり洗ったつもりでしたが、後で試薬によるチェックではかなり汚れが残っていたという経験がございます。市内の施設では、かなり多くの場所では自動水洗の手洗いが設置されてきましたが、子供たちが生活している学校ではどうでしょうか。

昨年12月、私の地区鎌島地区で合同の防災訓練を弥富中学校を避難場所として行いました。地区の住民の皆さんの中には、初めて中学校の校舎内に入る方も多数ありました。この防災訓練が弥富中学校の見学会というような感じになりました。やはり住民の皆さんは、トイレ、水洗面所などがかなりチェックの対象になりました。

この新しい校舎なのに、水道は自動化されておらんあといったような声がかかなり出ました。先ほど述べましたように、汚れた手で水洗の蛇口をさわったり水道の栓をひねったりして水を出したりすることは、衛生面からもちょっと難しいかなと思います。幾ら石けんで洗っても、また蛇口を手でさわったりします。自動化をして、手をかざすと水が出て手洗いができる、そういうような水道設備は必要だと思います。

子供たちによりよい環境をつくっていただきたいと思っております。早急な設置の計画はあるでしょうか、お伺いします。それと学校内ではまだされてないところが大部分と思いますが、自動化されている学校もあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。お願いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） ノロウイルス対策として手洗いが必要である、水道設備も衛生面から自動化が一番と思われる。今後の水洗の自動化の予定はという御質問にお答えさせていただきます。

ノロウイルス対策だけではなく、インフルエンザなどいろんな面で有効かと思います。21年度に新型インフルエンザ対策としまして、小・中学校の主にトイレの水道手洗いについて、172カ所の自動水洗化を行いました。全部ではございませんので、今後につきましては大規模改修や建物の長寿命化整備計画の中でトイレの洋式化を含めて整備していきたいと考えております。

その間につきましては、小・中学校での手の洗い方、爪の間や指のつけ根をしっかりと洗うよう指導し、手を洗った後は水道の蛇口に水をかけてから締めるなど、そういった指導を徹底してまいります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 山口議員。

12番（山口敏子君） 一応今年度ということはないですけども、今年度はどれくらいの箇所ができるか、ちょっと数がわかりましたらお知らせください。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） 今年度の計画でございますけど、特に手洗いの自動化については予算計上はしておりませんが、1カ所、たしか私の記憶では5万円前後かと思っておりますので、工事予算の進行状況によって自動化の少ないところを優先して考えたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 山口議員。

12番（山口敏子君） 早急に自動化、この5万円の値段で高いか安いかわかりませんが、子供たちの安全・安心のために早急に少しずつ箇所がふえていくことを望みます。

最後に、ことし1月に毎日新聞の「みんなの広場」という声の欄からありましたので、ちょっとこれを読ませていただきます。「学校のトイレも快適に」、北海道帯広市にいらっしゃる平泉さんという56歳の男性の投書でございました。

住宅設備メーカーが、学校のトイレの大便の使用状況を全国の小・中学、高校生を対象にインターネット調査をしたところ、「しない」「どうしても我慢ができないときだけ使う」と答えた生徒が過半数を占めたという。理由としては、「他人に知られたくない」「落ちつかない」「休み時間が短い」など上げられていた。また、家庭では洋式トイレが大半を占める中、学校では依然として和式もあり、子供たちの生活習慣に合っていないのが現状だ。私も小学生のころ、授業中に便意を催したものの先生には言い出せず、脂汗をかきながらおなか痛くなるほど我慢し、休み時間になっても友達から冷やかされたりするのが嫌でとうと

うできなかった体験がある。汚い、臭い、暗いといったイメージの公衆トイレが明るく快適で衛生的になった現在、学校のトイレも生徒たちが友達の目を気にすることなく快適に使用できるよう文部科学省や教育委員会に望みたい、こういった投書がことしの1月にございました。

これは私も思うことでございます。今回の成果指数として掲げられているトイレの洋式化率を、平成30年度目標は50%になっておりますが、この数字が100%に近い数字になりますよう願って、一般質問を終わります。

議長（佐藤高清君） 一般質問を続けます。

次に堀岡敏喜議員、お願いします。

10番（堀岡敏喜君） こんにちは、10番 堀岡敏喜でございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問は大きく2点でございますが、まず防災のことから御質問させていただきます。

本年1月には阪神・淡路大震災から19年、年度でいいますと20年目を迎えます。そして、東日本大震災から間もなく丸3年となります。犠牲となられた方々に心より御冥福をお祈りいたしますとともに、遺族の方々、いまだ避難生活を余儀なくされている方々に心よりお見舞いを申し上げます。そして、一日も早く、一步でも前へ復興が進むことを御祈念いたします。

最大の支援は忘れないことであります。そして、私たちはそれを形、行動に生かしていかなければなりません。また、本年はこの地方を襲いました伊勢湾台風から55年目の佳節を迎えます。近年、これまで日本各地でさまざまな災害があり、多くの教訓が残されております。私たちは余さず全て受け継いでいかなければならないと思います。

弥富市では、26年度も引き続き重点課題として防災に取り組むとしております。新年度予算には、津波高潮対策として公共施設の一次避難場所としての増設費や自助啓発事業費などの減災対策費に約7億6,000万の予算が計上されております。

市長の施政方針にも、公助として、ハード面では防災インフラの整備と、またソフト面では自助・共助の充実に向けた啓発事業を行っていくとありました。整備というハード面と備え、避難といったソフト面の両面が起こり得る災害に対して有効かつ的確に作用してこそ、結果、減災、早期の復興へとつなげることができます。また、一連の対策は市の防災計画に理由づけられたものであり、その計画は市民と共有をされていることが重要であります。

災害はいつ起こるかわかりません。特に地震による災害は、きょう、あすにでも起こるかもしれないですし、数年、数十年先かもしれない。風水害などは、ある意味毎年その危険性がございます。現在、市の防災インフラの整備状況は十分とは言えず、まだまだ時間とお金がかかります。十分でないハード面を、その分ソフト面でカバーしなければなりません。

東北3県の復興計画は10年を目標に進められておりますが、基盤整備につきましては、大震災を教訓に当然ながら便利さよりも安心・安全が基軸になっております。また、自治コミュニティにおきまして共助は危機管理だけでなく、日常の生活段階での支え合い、助け合いの重要性を再確認し構築されております。

このことから、事前防災への取り組みは、災害に備えるだけでなくまちづくりの根幹そのものであると思います。逆に言えば、防災への取り組みは発災時、結果、減災につながるのみならず、日常の地域コミュニティの強化、活気ある共助社会の構築につながるのだと思います。

昨年の12月議会で、防災への取り組みをいかに生活文化にまで落とし込めるかという観点で、まちの行事、市の行事に防災を関連づけることを提案させていただきました。

例えば、運動会などに消火バケツリレーや大声競争、負傷者搬送競走など、関連づけることができます。福寿会や丹頂会などの催しは、要援護者の現状把握に関連づけることができます。一斉清掃のときには危険箇所点検、避難路整備などに関連づけることができます。また、地域のお祭りなどでは、規模によっては炊き出しの訓練や防災資機材の点検などに関連づけることができます。地域行事、市の行事と防災活動をマッチングすれば、長期的な取り組みの持続を可能とし、形骸化させることなく、より深い意義を持たせることができます。

災害被害が予測される地域だからこそ、それを上回る防災力をつけ、活気あるまち弥富市の魅力にしていかなければなりません。

最初の質問でございますが、26年度の防災の取り組みの大綱について、また自助啓発で防災ガイドマップの全戸配付とありますが、こういった内容のものなのか、また防災リーダーの育成の時期、規模、数値目標などについてお伺いをしてまいります。お願いします。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 最初に、平成26年度の防災の取り組みについての大綱についてでございますが、ハード面では、小学校など公共施設の屋上への避難ができるように施設整備を行ってまいります。次にソフト面では、自主防災会の全体会を来年度も行うことにより自主防災会の底上げを行ってまいります。

また、本年9月26日は伊勢湾台風の来襲から55年になります。内容については未定でございますが、伊勢湾台風の災害の記憶を風化させないような行事も考えてまいります。

次に、具体的な取り組みの内容について、防災ガイドブックの内容でございますが、詳細は今後検討してまいります。基本的な防災・減災対策についての啓発のための資料等、本年6月にも発表される予定の南海トラフを震源とする巨大地震による災害想定についても記載できればと考えております。議員御指摘の自助の大切さについても、特にお願いする内容となると思います。

また、防災リーダーの育成についての御質問でございますが、現在はボランティアコーディネーターを含め約100名の方が講習を終了しております。防災ハムクラブの会員なども含めて、後期基本計画では、平成30年度には防災ボランティアの数を現在の170名から220名にする目標を定めております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 大綱からお話をいただいたんですけど、それは行事目標ですよ。できましたら、先ほど言いましたけれども、ハード面では市というのはまだまだ時間とお金がかかる。その部分をいかにソフトでカバーしていくか、そのための今市が、市長の施政方針にもありましたけど、個人としての自助を啓発していくんだ、そして地域で考えていくことを基軸に防災を考えていくと、そういった内容のものだったと思うんですが、市長としてもし思いがございましたら、大綱についてお話を伺いたいんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） ハードの面につきましては、市だけが単独でできる範囲というのは本当に限られた範囲であろうということっております。これは県あるいはまた国というような状況の中で、しっかりと津波高潮対策、あるいは地盤沈下という形の中で液状化対策、そういったようなことにつきましても積極的にお願いをしていかなきゃならないというふうに思っております。

この3年間、さまざまな教訓として私たちは自主防災組織というものを急ピッチで立ち上げていただくようにということをお願いしてまいりました。これはまだ形という形の中でも100%を達成されておられません。これが72全ての自治会の中で立ち上げていただくことと、その内容について平成26年度は強化していきたい。この私たちの役割、行政の役割を、自主防災会の中にもっともっと生かしていかなきゃならないというふうに思っております。

形をつくっても魂がないとこれは機能いたしません。そうした形の中で、本当にもっと私たちが地域に出かけていって、そういったことの強化を一緒になって考えていくということがことしだろうというふうに思っております。また、皆さん方の御支援もいただきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 今市長のおっしゃるとおりだと思います。本当に防災組織をつくるのが目的になってしまうと、肝心の防災組織というものが何のためにあるのかと。組織のための組織になってしまうんやったら本当に本末転倒になってしまうんじゃないかな。本当は、自主防災組織ですから地域の方々が率先をして、こういうことを取り組んでいくんだけど、そのときにどうしたらいいかという窓口として防災安全課があり、どうしたらいいか方

向性をつけるのにこういうことがありますよと提案をしていく、これが行政のあり方でもあるんじゃないかなと、そのように思います。

ですので、お一人一人がそういう思いになるような自助の啓発事業というものを、今市長の御答弁にあったとおり、これは繰り返しやっていかなきゃならないと思います。

ガイドマップをこれから6月の発表の後に、南海トラフというものを想定したものでつくられるということですがけれども、それをつくるんだ、個別に配付しますよ、ぜひ読んで地元でどういうふうにするか考えてくださいと、そういうメッセージ性の強いものにしていただかないと、配られても次の廃品回収の日にまた並んでいると、これこそ無駄というか本当にもったいないことになりますので、全て市がやることに対しては一貫して市の防災、市民の安全を守るということに統一されたものでないと、それが私は大綱だと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

リーダーの養成につきましては、ぜひもうちょっと力を入れていただきまして、今50地区でしたっけ防災組織は、53ですか。全部で72地区あるうちで53できていると。ただ自治区という単位にこだわらず、やっぱり人口的に少ないとか範囲が広いところになると連合ということも考えながら、市民全員に組織からのメッセージが行き渡るような環境というか、その形をつくっていただくことを目的として進めていただきたいな。

あとはその防災の活動が形骸化しないように、12月からも言っていますけれども、いかにどうやって継続をしていくかということを経験の皆さんと考えながら、またそれに応じて市行事がどうしていくか。住民の方がわからないのであれば、いろんな先進地の取り組んでいる事例がございますので、そういうことをまた防災会の協議会、ことしの初めにやられたということはすごくいいことだと思いますので、活発な議論となるような設定をしていただきたい、そのように思います。

次の質問は、またこのガイドマップにもちょっと入れていただきたい内容ですので、続けて質問させていただきたいと思います。

本年2月には、2週を続けて平野部も含む大西洋側の広い範囲で大雪となりました。北海道から東北、特に関東地方の平野部では数十年ぶりの大雪となり、都会の生活インフラ、交通インフラの雪に対する脆弱さを露呈しました。ここ愛知県でも降りはしましたが、公共交通機関に乱れは出たものの、幸い降雪量自体は平年並みか、それ以下でありました。

しかし、近年の異常気象を考えますと、絶対に降らないとは言い切れません。内閣府では雪に対する基本的な防災マニュアルを緊急掲示しております。想定外をなくす意味でも、シーズンインまでには、弥富市でも警鐘を鳴らす意味で周知を図るべきときと考えますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 雪害についての御質問でございますが、本年2月には東京でも27センチの積雪があり都市機能が麻痺いたしました。名古屋では、平成17年の12月に58年ぶりと言われた23センチの積雪の記録があります。

集落が長期間孤立するような積雪は考えにくいと思います。どの程度の雪に対する対策を考えるかの問題もありますが、雪の多い地方に出かける方もあるかと思imasるので、基本的な心構えの周知を行っていきたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高次君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） そうですね。ここでは降らなだろうと普通は思うんですね。けど東京では降ったわけですね。八王子とか奥多摩とか、えらいことですよ。

降った量にしてみれば、雪国に比べればそんな量ではないですけども、やはり都会では雪を想定してまちづくりがされているわけではありませんので、例えば雪おろしを1人でやってお年寄りの方が屋根から落ちた、でお亡くなりになったとか、側溝に雪がたまっているのがわからずに、そこにはまって死んでしまった、そういうニュースも多々あったわけで、はっきり台風被害よりも大きな人為的被害が出ているわけですね。

だからこの名古屋、弥富に関しても降らんから、だからこそ被害に結びつくという要素があるんだと思います。めったに、1年に一遍ぐらいのことやと思いますけれども、やはり降らないとは言い切れない部分がありますので、また名古屋の人はよくスキーへ行かれるじゃないですか、山のほうにも。適度な雪は本当に楽しいですけど、それ以上降ってしまうととんでもないことになる。また、雪が降っているから、寒いからストーブをたいて、戸を閉め切って暖かくしようと。一酸化炭素中毒で亡くなってしまうと、そういうニュースもありました。また、ここでは降らんでも、要は着雪によって電線が断線をして停電になって、この寒い冬に電気が来ない、こんな都会の中での、都会ならではの災害だと思います。こういうことを控える意味でも、いろんな可能性を考えて啓発というものをしていかなきゃならないし、全戸配付するガイドマップにちょっと入れていただだけでも啓発事業につながっていくと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、続けて質問をさせていただきます。

次に、地域防災協定の現状と課題について伺ってまいります。

災害発生時、また大規模災害に備え、企業、団体等と自治体が食料供給や緊急物資の収集・配送など、さまざまな分野で防災協定を結ぶ動きが全国的に広がってきております。また、企業の社会貢献意欲の高まりなどが背景にあり、自治体の防災体制を補完する役割が期待されております。食料や備蓄品など、関係企業と協定を締結することにより、絶対量の確保、また備蓄予算の削減にもつながるのではないのでしょうか。

協定は締結することが目的ではなく、災害時に協定に基づく活動を行うことであり、平時



から災害時に迅速な活動が行えるよう準備や体制整備が必要であります。また、企業や事業所の規模により、自治体との2者協定、地元自治会と自治体、企業との3者協定が中心となります。

時間が来たようですので、一旦ここで質問を終わります。

議長（佐藤高君） ただいま堀岡議員の一般質問の途中ですが、本日3月11日は東日本大震災の発生から3年を迎えます。

ここで、この震災により犠牲となられました方々に対し、衷心より御冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと存じます。

皆様、御起立をお願いします。

黙祷。

〔黙 祷〕

議長（佐藤高君） お直りください。御着席願います。

会議を再開します。

堀岡議員、お願いします。

10番（堀岡敏君） 今まさに黙祷をささげながら、この3・11を前にいろんなテレビや報道メディアで3・11の特集をされておりました。その中で、被災された方の手記とかのインタビューの中で、これは不謹慎な言い回しになるかもしれませんが、ああしておけばよかった、こうしておけば助かったのにと、そういうふうな言葉をお聞きします。そういったことは今我々が取り組めることじゃないですか。そういうことをいかに想定を大きくして、最悪を想定しながら最善を尽くすという意味で、我々今ある自治体のとるべき使命じゃないかな、市民の安全・安心、財産を守る使命じゃないかな、そのように思います。

質問を続けさせていただきますが、もう一遍最初から読んでいいですか。

地域防災協定の現状と課題について、伺ってまいります。

災害発生時、また大規模災害に備え、企業、団体等と自治体が食料供給や緊急物資の収集・配送など、さまざまな分野で防災協定を結ぶ動きが全国的に広がってきております。また、企業の社会貢献意欲の高まりなどが背景にあり、自治体の防災体制を補完する役割が期待されております。食料や備蓄品など、関係企業との協定を締結することにより絶対量の確保、また備蓄予算の削減にもつながるのではないのでしょうか。

協定は締結することが目的ではなく、災害時に協定に基づく活動を行うことであり、平時から災害時に迅速な活動が行えるよう準備や体制整備が必要であります。また、企業や事業所の規模により、自治体との2者協定、地元自治会と自治体、企業との3者協定が中心となります。

自治体はあらゆる災害に備え、医療や医薬品、食料品、建築土木関係、輸送・運送関係、

ガスや水道、電気、燃料など生活インフラ関係の事業者と実効性ある協定を締結しておくことが重要であります。また、企業側も、生きた協定となるよう自社のBCPを実施訓練とともに作成しておかなければなりません。

日ごろからの防災活動に協定先の企業にも積極的に参加をしていただくことで、地元地域との共助としての防災力を高めることもできます。市としての認識と現状、今後の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 災害協定につきましては、現在、民間企業等と締結している内容としましては、物資等の供給に対するものが5件、災害時における公共施設等の応急対策の協力に関するものが2件、緊急放送に関するものが1件、災害時の医療等に関するものが3件などがあります。地元自治会と自治体、企業との3者の協定につきましては、現在把握はしておりません。

協定は締結するだけでは実効性がないことは御指摘のとおりでございます。しかし、現実として、具体的な運用について、まだ手探りの状況でございます。議員御指摘のとおり、協定の種類をふやすこととともに、内容の充実に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） これこそが、先ほど言いました大綱の中でその防災力を上げるための本当の一つじゃないかなあと思うんですけども、前、市長と雑談の中で、某スーパーと協定を結ばれると。緊急物資の保管先としても、また緊急避難所としても使える量販店と地域協定を結ぼうと思っているみたいな話をお聞きしたことがあるんですけど、まさに大事なことでして、今本当に弥富というのは、きのうの平野議員の質問にもありましたけど、今コンパクトシティなんていうことをよくお伺いしますけれども、被災3県なんていうのは今コンパクトシティ化をしよう。集約をして、道路インフラ、交通インフラをしっかり基軸にして、そこに住居をつくっていくという作り方をしているんですけど、弥富というのは、弥富だけでなくこの平成の合併で行われたところというのは集落が何ぼにも分かれていて、孤立化するというのも考えられる。

国からの支援だとかあいつたものが、本当に3日後ぐらい以上に、もっと後になるかもしれない。みずからで3日間ないし1週間の備蓄を必要だとすると。食べ物だけじゃないですよ、けがする場合があります。そういう関係のことを細かく検証していただいて、医療もそうです、福祉もそうです。全てのことにかわって協定を、想定をすれば出てきますよね。ぜひとも緻密なシミュレーションをしていただいて、自衛隊なんていうのは戦争経験がないけれども災害時なんかさあっと何でもできます。消防隊もそうです。常に訓練している

からです。どこで訓練しているか、図上ですよ。図上でシミュレーションしているからです。危機管理というのはそういうものだと思います。だから、そこに学ぶということも大事だと思いますし、今回、いろんな自治体が機能不全に陥って、自治体が機能不全に陥ると住民がそのまま被害をこうむっちゃうということがありますので、ここは強く要望しておきます。

ぜひそういった意味でも協定をしっかりと結んでいただいて、また自治会同士で自治会単位で協定を結ばれているところもありますけれども、特に物品とかの補償等の問題があったときに自治会では背負い切れない部分があるんですよ。そのときに自治体の力でしっかり三者という協定を結んでいただくことがその地域地域での共助の構築につながっていくと思いますので、そこもあわせて要望をしておきます。

次の質問に移らせていただきます。防災は以上でございます。

質問の2点目、市の電子自治体の構築と情報化の推進について、お伺いをしてまいります。

25年版情報通信白書では、スマートICTの戦略的活用でいかに日本に元気と成長をもたらすかとして、ICTの活用により経済成長や社会的課題の解決、安心・安全社会の実現にどのようにつながるか、検証をされております。

また、総務省では、便利な暮らしをつくるというミッションのもと、より便利で利用者負担の少ない行政サービス、徹底したコストカットと効率的な行政運営、災害やセキュリティに強い行政基盤という3つのビジョンを実現するため、昨年3月に開催されたIT総合戦略本部に提言をいたしました。

2000年以降、ICT技術の発展とともに自治体における電子化、情報化は、まず自治体内部の事務処理の機械化から始まりました。内部では、それぞれの部署で縦割りによる弊害はあるものの、それなりに進展をしてきたように思います。社会保障に関しまして、4年後にマイナンバー制度が控え、情報データの標準化は進んできております。また、自治体の基幹データは既にクラウド化が進み、防災上で言えばICTにおける自治体DCPの取り組みの一環と言えるでしょう。

しかし、本来の目的である住民の生活向上、満足度、公共サービスの充実にどれだけ反映されているのでしょうか。ここに来て電子自治体への取り組みにおいては差が出てきているように思います。

文科省では、国家戦略として2010年代には生徒1人に1台の端末タブレットを配付するとして、情報化社会に通用する教育方針を打ち出しております。また、高齢者福祉の分野では、医療介護の現場で一人お一人の健康管理のためにICTの活用事例が幾つもございます。また、経済産業の分野、また地域防災におきましてもGISと統計データなどを組み合わせ、リサーチや災害シミュレーションに活用をされております。

市の後期基本計画に電子自治体の構築と情報化の推進とございます。情報やデータの公開、

市政の見える化を推進する、また市長の施政方針には、それらを市民と共有して協働につなげていくとのことでありました。包括的な計画だとは思いますが、各部署においてはどのように認識されておられるのか、お伺いをしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 議員のおっしゃられます平成25年度情報通信白書においても、電子自治体の推進が掲げられております。

本市におきましても、インターネットの普及などにより世界中で情報を手軽に、かつ瞬時に入手し、みずから情報を発信することができる環境が実現したほか、これを利活用して行政サービスの提供等を行う電子自治体の構築が進められております。

本市では、高速大容量のインターネットサービスを利用できない地域やテレビ放送の電波を良好に受信できない地域などの情報通信格差の解消、各種行政情報の提供などを目的に、国・県や情報通信業者などと連携しながら市全域におけるCATV網の整備を進めてまいりました。

平成22年度には市全域でCATV網が利用できるようになり、これを通じた地域情報の提供や議会中継、防災情報の提供などを開始しております。また、平成25年度には海部地域でコミュニティFM放送を開始し、行政情報や地域情報の提供手段として、災害時の情報伝達手段として有効活用を図っております。また、本市では行政サービスの向上に向け、ホームページの充実や各種業務システムの導入を初め、行政内部の情報化にも積極的に取り組んでいるところでございます。

今後、情報化は市政運営の効率化や市民生活の質的向上、市全体の活性化に向けた都市基盤としてこれまで以上に大きな役割を果たすことが予想されます。このため、情報通信網の利活用などによる多様な分野に置ける行政サービスのタイムリーな提供や、行政内部の情報化の一層の推進を図り、電子自治体の構築及び市全体の情報化を一体的に進めていく必要があります。

平成26年度予算におきましては、議会中継のインターネット配信、ホームページコンテンツ管理システムの導入、また図書館の図書検索システムの向上などを計上しております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） すごいざっくりと御説明をいただいたんです。本当は、例えば福祉の分野ではどういうことを考えているのか、教育の分野ではどういうことを考えているのかというお答えを期待はしたいんですけど、ほんまは聞きたいんですけど、ちょっと時間がなくなっちゃいましたので御要望だけ言っておきますけれども、先ほど御紹介をしました、例えば教育の部分でICT、タブレットを、こういったことは多分教育長とか御存じですよ

ね、もちろんですよ。そういう環境が整っているかということも非常な大事な問題。ネットのことについては次の早川さんが質問されるので触れはしませんけれども、ICTというどうしてもテクノロジーのほうに意識が行ってしまいがちですけれども、情報をどう使うかというところがICTの肝だと思います。

ですから、正しい使い方を知らずに、これやっちゃあだめ、あれやっちゃあだめ、大人にしてもそうです。これやったらだめ、あれやったらだめ、いろんな規制がございますけど、正しい使い方がわからなかったら対処がわからんわけですよ。そこを行政は示していかなくちゃならないし、また教育の部分ではしっかり子供たちに教えていっていただきたい。正しいことがあって初めて間違ったことがわかるわけですので、その辺をよろしく願いいたします。

福祉の分野では、後でちょっと御紹介をさせていただく部分もありますので、先に部長がおっしゃったホームページのことについてちょっとお話をしたいと思います。

今、佐藤部長のほうからもお話がありました。26年度の取り組みでクラウド型CMSによる市のホームページのリニューアルを行うとあります。3年前に、まさにこの3月議会におきましてホームページのリニューアルについて質問をさせていただきました。

当初答弁いただいたのは、ここにいらっしゃるのは村瀬さんですけど、当初は1,500万から2,000万ほどかかると。優先順位の中で取り組むということでしたが、新年度予算では1,300万で計上されております。システムの復旧等にもよりますが、少しでも安価に設定できたのは市側の努力じゃないかなあ、そのように思います。

市のホームページは、ネット上でいう市役所そのものであります。日本のみならず世界からも見える市のもう1つの顔であります。24時間265日、窓口として見やすい、使いやすいホームページになるよう工夫をお願いいたします。

他市のホームページに目を向けますと、さまざまな工夫がされ、なるほどと思う取り組みがされております。例えば、目の不自由な方に閲覧ができるよう読み上げ機能がついていたり、その地域に住まわれている外国人の方にも配慮をし英語や中国語、韓国語、ポルトガル語、外国語表記の切りかえ機能がついております。これは現在のホームページにもついておりますが、非常に不安定でして、ブラウザによっては全て文字化けして何かわからんと。これでは情報発信にはならない。この辺も改善を含めていっていただきたい。

今回、その新しいホームページに、例えばその読み上げ機能なんていうのは目の不自由な方からも御要望があったんですけれども、一旦文字をコピーして、読み上げ機能にペーストをして読んでいらっしゃった、そういうことがあります。ちょっとでも情報の格差をなくすために、そういった機能を今回ホームページに採用されますでしょうか、お聞きをしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） まず現状でございますが、現在のホームページにつきましては平成18年の合併時から8年経過し現在に至っております。その間、ウェブアクセシビリティのJIS規格、高齢者、障害者等配慮設計指針や総務省の指針であるみんなの公共サイト運用モデルへの対応など、現在のホームページでは指針の達成が困難なものであります。今回、ホームページをリニューアルすることにより指針の達成が可能となるものであります。

議員のおっしゃられるとおり、情報を受発信する媒体としてホームページの役割は飛躍的に大きくなっております。利用者にとって見やすく使いやすいものとするのはもちろんのことですが、さきに述べました指針によりウェブアクセシビリティの向上を図り、高齢者や障害者といったホームページ等の利用に何らかの制約があったり、利用にふなれな人々を含めて誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを目指し、ホームページで提供される情報を閲覧できない人やサービスを利用できない人が生まれないようにしなければなりません。

御質問の読み上げ機能や弱視の方への画面の拡大機能、また文字の色や背景色の組み合わせも考慮したものを考えております。また、外国語の表記につきましても、引き続き利用できるものとしております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 今ネット環境も、ブラウザもインターネットエクスプローラーだけじゃないですよ。いろいろなブラウザを使われますので、どのブラウザでも対応するようなものにしていただきたい、そのように思います。

さて、ホームページがあるだけでは情報発信は不十分であります。市民の方々はもちろん、それ以外の地域の方にも情報を発信していく、弥富市に興味を持っていただくためには、ホームページをプラットフォームとして、そこに人を引き込むためのツールが必要であります。自治体におけるSNSの活用はそのためでもあります。

ホームページで何か1つ更新したならば、 を更新しましたや、 課よりお知らせが ございますといったふうに、積極的に発信をしていくことが大切であります。市は現在、ツイッターを使用しておりますが、残念ながらその活用は十分とは言えません。全く言えません。

佐賀県武雄市がホームページをフェイスブックに全面移行したことは有名であります、そこまでしろとは言いません。ですが、今のままではフォロワー数も伸び悩み、いざというときに防災情報等の発信時には全く役に立ちません。改善を求めますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） ツイッターの活用につきましては、市民の皆様への情報発信媒体

の一つとして重要な物であると認識しております。

議員のおっしゃるように、ホームページサイトの更新情報をツイッターへリリースするよう予定しております。ツイッターへの連携を進めることにより、フォロー数の増も図れるものと考えております。またホームページの情報発信につきましても、リニューアルにあわせて現状の運用を見直し、より一層情報発信に努めてまいります。

今後とも、市の情報発信については積極的に進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 大いに期待をしておりますので、また期待にそぐわない場合はしっかり文句を言わせてもらいますので、よろしく願いいたします。

それと、これちょっと質問から申告はしてないんですけど、ICTという関係でちょっとお願いをしたいことがあります。例えばこの市庁舎は、今どこでも皆さんタブレットを持っていたりノートを持っていたりしています。要はWi-Fi環境というものが整いつつあるんですけども、多くの自治体が今もうそうしていますよ。確かに、この市は新庁舎という計画もあるでしょうが、特に図書館とか社教センターであるとか、人がたくさん集まる場所でのネット環境の構築というのはすごい大事だと思いますし、大してお金がかかるわけじゃないですよ。ぜひそういうところからWi-Fi環境を整えていただきたいと思うんですが、そういう計画はないですか。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） まず市庁舎に捉えて、私どもからちょっとお答えさせていただきますが、今度新しくつくる市庁舎にはWi-Fi環境を整える予定でおります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） 図書館等へのWi-Fi設置の質問でございますが、現在、図書館の電算システムにつきましては無線LANでシステムが構築をされております。Wi-Fiと同じ環境で電算システムが動いておりますので、設置をすれば少なからず影響を与えます。したがって、現在、図書館等へのWi-Fiの設置については予定をしております。以上でございます。

社教センターにつきましては、そういった図書館と同じような環境はございませんが、現在のところまだそういったWi-Fi設置についての要望は聞いておりません。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 要望を今聞いてないということだったんですけども、そうではな

くて、社教センターはいろんな講習を使うじゃないですか。あそこで、例えばプロジェクターなんかを使うときにノートブックを持っていくんですけど、使えないわけですよ、ネットにつなげないから。ましてや建物は結構強固になっていますのでね、電波が時によっては弱かったりもします。

図書館のほうはLAN設備があるということですので、干渉するとよくないということでWi-Fiは取り扱いは今のところ考えていないということですが、それ以外のところだと、タブレットを持っている人が多いわけですよ。すごい使いにくいということをお聞きしておりますので、大してお金がかかることじゃないからずっとやっていただければいいかなあと僕は個人的には思うんですけど、しっかりこれは要望しておきます。

次の質問に移らせていただきます。

次に、デジタルディバイド対策についてお伺いをいたします。

ICT化が進む一方で、その情報を受け取れない方が生じます。弥富市におきましては、先ほど佐藤部長のほうから御報告がありましたが、情報インフラにおいては整備をされておりますが、地域のよってはまだ、ほかの地域ですよ。よっては不整備であったり、端末機を持っていなかったり、また扱いがふなれであったりすれば、情報を受け取れないばかりか不便を余儀なくされてしまいます。

そのような情報格差をなくすために、可能な限り、先ほど申しましたリテラシー教育も含め、ネット教室やタブレット端末、スマートフォン教室など企画することも必要と考えますが、市の見解を伺います。

議長（佐藤高次君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） デジタルディバイド対策についてでございますが、この対策につきましては現在生涯学習課のほうにおいてパソコン教室の講座を開催しております。その講座の中で、文書作成、表計算、インターネット接続などの講習をしております。

また平成26年度にはタブレット端末についても、パソコン教室の中で計画をしております。スマートフォンにつきましては、ウェブやアプリケーションが多数ありますので、現段階では計画しておりません。以上でございます。

議長（佐藤高次君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） パソコン教室をやっているらっしゃると、そういうことをやっているということはもちろん存じ上げてはおりますけれども、要は周知ですよ。まさに情報発信だと思いますよ。それはもちろん持っている方に伝えるわけですから、伝えようと思ったらネットに載せただけではだめです。いろんな形の使い方があると思いますが、これからあったら便利だということは当然わかるわけですよ。

わかりやすい言い方でいえば、例えばレストランなんか予約しようとか、レストランの



ホームページを見ればクーポンがついているんですね。2,000円のランチが20%オフで食べられるのと、何も知らんち行って20%払うのと、これで格差が出てしまうわけですよ。

私がよくする美容業界なんていうのはまさにそうです。もう全て500円、1,000円というクーポン券というのはネットを見た方のみに限られてしまうわけですね。それだけまた格差が生じる。これはほかにもいっぱいあります。そういうことをなくすために、また使われない方には、こだわって私はアナログなんだという方もいらっしゃいますけど、こういう時代でございますので変な偏見を捨てていただいて、それで損していることも多分多いと思いますよ。だから機械の使い方を説明するんじゃなくて、こういうことをやるとこういう得があるよという使い方を教えていかないと、さっき言いましたけれども、あかんとかいいとかいう問題よりも正しい使い方をしたらこんな得があるんだということでやっていかないと広がらないということでございます。

こうしなければならぬということとは絶対あり得へんですけど、あったほうが得ですよということを促すのは情報じゃないでしょうか。よろしく願いをいたします。もうちょっと周知のほうですね、私らも心がけてまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは最後の質問ですけれども、次にオープンデータの推進についてお伺いをいたします。

オープンデータとは、広く開かれた利用が許可されているデータのことをいいます。行政機関が保有をする地理空間情報、防災・減災情報、調達情報、統計情報などの公共データを利用しやすい形で公開することを指すのが一般的であります。近年、より透明性を高め、市民の参画や行政と市民との協働を促進する流れを受けて、このオープンデータへの関心が高まりつつあります。

オープンデータは国と地方自治体が一体となった取り組みが求められることから、政府のIT総合戦略本部では、1つ目に、政府みずから積極的に公共データを公開すること、2つ目に、機械判読可能な形式で公開をすること、これはほとんどCSV形式と言われるもので統一をされております。3つ目に、営利目的・非営利目的を問わず活用を促進すること、4つ目に、取り組み可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取り組みに着手をし、成果を着実に蓄積していくこと、以上の4原則が取りまとめられまして、あわせて東日本大震災の教訓を踏まえて、緊急時に有用と考えられる公共データにつきましては、早期に取り組みを進めていくことの重要性が確認されました。

そうした中、政府は昨年末に各府・省庁が公開をする公共データの案内、横断的検索を可能とするデータカタログサイト試行版を立ち上げ、今後は全省庁が参加をし統計や調達、防災などに関連をする約1万個のデータ群が最終的に公開をされる予定であります。

企業や公共団体がこれらのデータを活用し、低コストかつ短期間にアプリケーションやサ

ービスを開発できることとなります。これはおもしろいんですけど、例えば消費者問題なん  
てありますよね、いろんな問題、そういったこともデータとして全部載っている。何か言葉  
を検索すればそれが出てくるようになっていきますので、ぜひ一遍見ていただきたいなど。

地方自治体では、福井県内、特に鯖江市など取り組みが顕著で、県としても昨年12月26日、  
防災統計など69の県独自のデータのほか、県と県内17市町の計1,000を超える公共施設情報  
を公開しました。福井県オープンデータライブラリがそれです。

福井県鯖江市の取り組みをちょっと御紹介したいと思います。鯖江市は福井県北部の中央  
に位置し、福井市に隣接をする2013年4月1日現在で人口6万8,901人の市であり、主要な  
産業は眼鏡フレームを中心とする製造業であります。現市長が2004年の初当選時に、ITの  
まちを施行しており、2010年に地元IT企業関係者らにより「データシティさばえ」が提案  
をされました。同市では2010年3月に、市民主役条例を制定して、その中では市民と行政の  
情報共有を規定しており、オープンデータの取り組みを開始いたしました。

鯖江市といいますと、既に御存じの方もおられると思いますが、この春から市役所内に「  
JK課を新設するようです。ローマ字のJKなんですけど、これは女子高生を意味するんです  
けれども、プレスリリースによりますと、若い感性で行政と市民の垣根を取り払い、まちを  
活性化させるのが狙いだそうです。市内の高校に通う1、2年生の女子生徒18人が既に会員  
として内定をしまして、無料通話アプリのLINEやツイッターを通じて口コミで集ま  
ったそうです。4月から無報酬でイベントの企画や国内シェア9割超の眼鏡フレームなどの  
商品やアプリの開発などを手がけるということでもあります。仕掛け人は別にいらっしゃるわ  
けですが、それにしても市民主役条例の制定のもととはいえ、受け入れる鯖江市というのは  
市民でなくても興味の湧くところでもあります。

話をもとに戻しますが、鯖江市のオープンデータを活用した取り組みにおきまして、アプ  
リコンテストがあります。2013年4月現在、公開データ数は24で、公園のトイレの位置、災  
害時の避難所、AEDの設置施設の位置、無料無線LANアクセスポイントの位置、コミュ  
ニティバスの位置情報などを公開しております。それらをもとに有効に活用できるアプリケ  
ーションの提案や開発を市民から公募し、コンテストを行ったそうです。

開発をされ、現在提供されているアプリは市内のトイレ検索、コミュニティバスのリアル  
タイム運行状況、観光マップ、AEDの設置場所検索、最寄りの避難所など40種類に上って  
おります。ダウンロードしても、ここは弥富ですのでトイレとか余り関係はございませんけ  
れども。

弥富市におきましても、運営に苦慮しているコミュニティバスのコース検索、リアルタイ  
ムの運行状況、今いる場所から最寄りの停留所検索や目的地までの所要時間、一目でわかる  
ようなアプリが開発をされれば利便性も高まり利用者をふやすことも期待ができるのではな

いでしょうか。現在、取り組む自治体もふえておりまして、このほど愛知県もオープンデータの公開に取り組むとしております。事例を参考に、弥富市もできることから始めるべきだと思いますが、市の見解を伺いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） オープンデータの推進についての御質問でございますが、現在、ホームページにおいては統計資料等の掲載をしておりますが、2次利用可能な形で提供されてはおりません。

この統計資料のオープンデータ化は、公開可能なデータ、ニーズの高いデータなど、できるものからオープンデータに適したデータ形式に変換し、公開していきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 特に先ほどの防災に関連して言えば、AEDの場所なんていざ倒れている人がいたときに、どこにあるかというのを知っていればいいですよ。知っていればいいですけど、そういうこともあると便利ですよ。

また、避難所への経路とか、最短経路とかいうのも、市が持っている経路情報というのを地図情報、GISというんですかね。そういったものを公開しておれば、アプリをつくるのもすごく簡単なわけです。

先ほども言いましたコミュニティバス、これ使わない人は使わないんですよ。何でかというたら知らないからです。どこを走っているのかも知らん、何時に来るのかも知らん。わざわざバス停へ行って時間を見ることなんてしません。先ほどのガイドマップじゃないですけど、コース表をいただいています。ほとんど家にないと思います。置いていても、ちょっとわからんところにある。探さないと出てこない、そういう状況です。交通インフラですから、市の公共交通機関ですので、すぐ手元に持っていられるというのが、もちろんこれはアプリをダウンロードできる人だけに限ってしまいますけど、まずそこから使うことを利用促進のためにあると便利なんじゃないですか。

まして、そうそうそのアプリケーション、僕はようつくりませんけれども、そんなに難しいものではないらしいです。現に弥富市の中にも有能なプログラマーの方が何人もいらっしゃいます。ぜひ個人情報に触れない形で、市の優良な情報を公開することから始めていただいて、アプリコンテストまではいかないにしても、市長がおっしゃる協働のまちづくりという意味で、困っていることは困っているわけですから、どうしたらよくなるかということをして市長からも投げかけていただいて、こういう情報を使ってこういうことができるということをもたまたま教育に生かしていただいても、これからのグローバル社会に通用する弥富っ子を育てていただく材料にもなるんじゃないですか。子供の発想だからこそ、いいのが出てくるかも

しれません。こういうことを市の統計を全て生かしていくのが弥富の個性というものにつながっていくと思いますし、その辺、最終的な総評を市長、いかがでございましょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今いろんな自治体の中で、ICTだとか、あるいはさまざまなそういったもののICを使って行政を管理していこうということは、私としても重々承知しているわけでございます。

今回、ホームページを久しぶりにリニューアルするということに対して、我々はどういうことをインターネット上で配信していったらいいか、そしてまたそれを市民の皆様、あるいはこれはもう全世界でございますので、そういった形の中からどのような反応があるかということにつきましては、非常に興味を持っているところでございます。

また、議会中継におきましても予算をつけさせていただきました。インターネット配信ということで、CATVによる録画だけではなくて、いつでもどこでも見られるという状況にもなっております。議会議員の皆様方においても、そういったような形の中で自分みずから情報を発信する上において、また御活用をいただきたいというふうにも思っておるわけでございます。少しずつその蓄積をしていかなきゃならないわけでございます。

こんなことを言うと叱られますけれども、公共バスの利用者というのはほとんどの方が60歳以上というような状況になっておりますので、どのようなことが一番いいツールになるのか、これも検討しなきゃいかん。おっしゃるように、いつどこで、どういう方向で走っているのかということは、ほとんど理解されていない。自分が利用するところにおいて利便性だけを図っていただいておりますから、その行動範囲が限られてしまうということもあると思います。

いずれにしても、また皆さん方と知恵を出し合っていきたいというふうに思っております。  
議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） まさに、いかに市長が市民に対して、こういう情報でありますと、さあどういうふうにするか。

先ほど、高齢の方がバスを使っていることが多いということをおっしゃったので、さっきふと思い出したんですけど、御紹介する事例が1つございますけれども、三重県の玉城町、これは国のモデル事業ではあったんですけども、高齢者の方にタブレット端末をお渡しして、そこはコミュニティバスではなくて福祉バスなんですけどね。要は福祉バスも、いつとき弥富は巡回車が走っていましたよね、空でも走っていました。だけど、もっと利便性を高くする。要は高齢者、お使いになる方全員にタブレット端末を渡して予約をとるわけです、タブレット端末で。私は何時何分にここに行きたいと。それに返信が来ます、何時ごろこのバス停に行きますよと。そういうことを85歳のYさんが、初めはできるかなあと言うてい

たんですけど、やってみれば楽しいし便利やと、これで行動範囲が広がったというんですよ。だから、変な偏見を持つことが自分の行動を妨げるんじゃないかなと。また、79歳のTさんは、これを緊急通報に使っていらっしゃって、弥富にも緊急通報システムというのがございますけれども、それもボタンを押さないかんですよ。それが要はタブレットのやつだとアイコンでいいわけですよ。字も大きいですし、よくわかる。言葉で返ってくるんですけど、何か高齢者同士の簡単なメールのやりとり、今電話が便利だね。ボタンを押さなくても「山田さんにメール」と言うたら、メールが出てくるんですよ。おはようと言えば、おはようを書いてくれるんです、ちゃんと発音しなあきませんけど。そういう使い方ができれば、先ほども言いましたけど便利なツールでありますので、そういう世の中になっているということをしっかりお伝えして、使えれば便利だよというところをぜひ、先ほどのネット教室でもありますし、使っていただきたい。

だから、こういう情報を発信することで、今市が何か運営に対して、いまいち当初に考えていたよりも結果が出ていないことなんかにつながっていけばプラスになる。プラスにしていかなきゃならないと思います。情報化社会というのはそういうものだと思いますので、ぜひ電子自治体としての構築ということが後期計画にもありますので、その名に恥じないすばらしい情報発信、データシティ弥富と言うたら鯖江のまねになりますけど、そういう自治体にますます成長していくことを念願いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は3時40分とします。

~~~~~

午後3時27分 休憩

午後3時40分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の横井昌明議員の答弁の変更を石川開発部長がしますので、よろしくをお願いします。

石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、大変申しわけございませんが訂正をさせていただきたいと存じます。

横井議員の御質問におきまして答弁させていただきました農用地の設定率についてでございます。

平成25年12月1日現在、農業振興地域の面積が3,511ヘクタールで、うち農用地、青地でございますが、面積が1,848.4ヘクタールということで、農用地の割合が52.6%と答弁をさせていただきました。

訂正をさせていただく内容でございますが、平成25年12月1日は同様でございます。農業

振興地域内の農用地は1,624.6ヘクタールで、そのうちの区域内の農用地につきましては1,580.5ヘクタール、したがって設定率は97.3%でございますので、訂正をさせていただきますとおわび申し上げます。どうも済みませんでした。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 次に早川公二議員、お願いします。

6番（早川公二君） 6番 早川公二でございます。

通告に従いまして質問していきます。

まずはふるさと納税についてであります。

ふるさと納税とは、生まれ育った地域や進学・転勤等で住んだことのある地域、両親、祖父母が生活している地域、仕事先など生活の中心となっている地域、そんなふるさとの地方公共団体に寄附をすることでふるさとを応援する仕組みでございます。

本市において、ふるさと応援寄附の開始年度からの寄附実績は、人数、寄附金額でお答えいただきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） ふるさと応援寄附の年度別の実績についての御質問でございますが、平成20年度から実績がございまして、平成20年度は2件、53万円、平成21年度2件、150万円、平成22年度2件、51万円、平成23年度2件、150万円、平成24年度4件、350万円、平成25年度につきましては平成26年2月28日現在でございますが、1件で100万円、合計といたしまして13件の854万円でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 早川議員。

6番（早川公二君） 件数は少ないんですが、金額的にはかなりの金額かなあと、そのように感じますが、ほかの自治体においては寄附金の使い道を公表してある自治体があって、自分が寄附したものがこういうものに使われておる、ああいうものに使われておるというのが明確にわかるようになってはおるんですが、本市ではそのような公表は、私の知る限りでは公表していないとなっておりますが、ぜひとも本市でも公表してはどうかとそのように考えておりますが、公表は今後する予定はあるのでしょうか、お伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 使い道の公表という御質問でございますが、最初にこのふるさと応援寄附をされる方に申込書を書いていただきます。その申込書のところに、活用を希望する取り組みといたしまして、寄附を希望される方に確認する欄が設けてございますが、寄附の名前及び寄附内容について公表を望まれますかという問いも申込書につけてございまして、その中で全ての公表を希望しないという方もお見えになります。

したがって、市といたしましては、使い道についての公表は現在のところ考えておりません。以上でございます。

議長（佐藤高次君） 早川議員。

6番（早川公二君） 公表を希望しないということであるならば、公表しないでもいいのかなと思います。

最近、メディア等でふるさと納税について、記念品がいっぱいいただけるというような自治体もございます。愛知県下54市町村のうち17の自治体が、納税特典として記念品や特産品をお送りしている。その中の多くが、記念品や贈答品をお送りするようになってから寄附件数、寄附金額が増加しております。

そして特に目立つところでは、愛知県下では小牧市で、平成20年度から平成24年度の間で寄附件数13件、寄附金額約1,200万円であったものが、25年11月から記念品を贈呈するようになってから1,500件、1,700万円を突破しております。岩倉市でも平成20年度から平成24年度の間で、寄附件数34件、寄附金額約480万円であったものが、平成25年12月から記念品を贈呈するようになってから、おおよそではあります件数が800件、寄附金額1,000万円と聞いております。

そして県外に目を向けますと、岐阜県各務原市で平成24年度4件、79万円であったものが、平成25年6月から記念品をお送りするようになってから、25年12月末で7,100件、金額で1億1,000万円でございます。そして、北海道上士幌町では記念品を贈る以前、平成22年度と平成25年と比較しますと、寄附件数で約700倍の1万2,048件、寄附金額では約200倍の2億2,200万円となっております。以上の自治体はちょっと特別な数字でございます。

現実的と言ってはちょっとおかしいかもしれませんが、北名古屋市では平成21年度、8件、22年度、5件であったものが、記念品を贈るようになってから、平成23年度18件、24年度で26件、25年度は平成26年2月末で31件と寄附件数がふえております。

そこで、本市においても、本市の産業や企業をアピールするマーケティングツールと考え、今までなかなか知ってもらえなかった魅力的な特産品を多くの方に知っていただくという目的でも、本市でも記念品や特産品をお送りしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高次君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 早川議員から、ふるさと納税についての御質問でございますけれども、先ほど市の実態につきましては総務部長のほうからお話をさせていただきましたけれども、日本全体ではこの制度が2008年からスタートいたしまして、大変な勢いで今ふるさと納税が件数も金額も伸びているのが実態でございます。

私のところで調べましたら、当初、2008年には3万人がふるさと納税をしてみえたんですけども、2011年には74万人の方がしてみえる。一気に25倍になっているということですね。金額もその当時、最初は73億であったのが2011年では650億というような数字でございます。

非常に多額になっているわけでございます。

これはちょっと変則的な納税のあり方ではないかなあというふうに思っているわけです。先ほどもお話がありましたように、いろんな地場産業である景品であるとか、あるいはその地域におけるさまざまな形での物品をプレゼントしていこうと、お米をプレゼントするとか、あるいは名古屋コーチンをプレゼントするとかという形で、3,000円、5,000円のふるさと納税をしていただいたらその特権を与えますよというようなことになっておるわけでございます。

それと同時に、納税をする方が住んでみえるところについては税の軽減措置があるということでございます。そうすると、居住してみえるところにつきましては、税の総額が減ってくるわけでございます。そうした形の中においては、その皆さん方の、例えばさまざまな行政サービスということについては、その方は他人の行為を押しつけているというふうに解釈されてもしょうがないんじゃないかなあというふうに思っております。

そんなような形で、贈り物とか、あるいは特産品という形でふるさと納税を納めてくださいということが加速しているわけでございますので、総務省のほうからも少し良識ある対応をしてほしいという形で各自治体のほうにも通達をいただいている状況でございます。

本来寄附行為というのは、例えば特産品を当てにするとか、あるいは税の軽減をいただくというようなことがあってはならないんじゃないかなあというふうに思っております。もう少し寄附ということについては、最初から私どもは言っているように、その人の意思をきちっと尊重した上でお預かりをし、そして有効に活用していくというのが本来のあり方だろうというふうに思っております。

よって、私どもとしましては、このふるさと納税という状況の中で特産品を用意したりとか、あるいはそういったような贈り物というか、そういうものを用意するような形でこのふるさと納税を考えていくということは現在は思っておりません。もう少し本来のあり方の中でお願いをしていきたいというふうに思っています。

議長（佐藤高清君） 早川議員。

6番（早川公二君） 本市では、市長の答えのように考えていないということではございますが、私が調査をしましたら、約10の自治体は今後検討するとも聞いておりますので、また状況を見ながら、本市でも送らなきゃいけないと感じた場合には、地元のPRということでぜひとも検討していただきたいと思います。

次の質問に行きます。

次は、小・中高生のネットの利用状況についてでございます。その中でも私が最近ちょっと心配になっておるのが、ネット依存でございます。ネット依存について質問させていただきます。



平成25年版情報通信白書では、平成24年末のインターネット利用者数は平成23年末より42万人増加して9,652万人となり、人口普及率は79.5%に達しました。また、端末別インターネット利用状況を見ると、自宅のパソコンが59.5%と最も多く、次いで携帯電話42.8%、自宅以外のパソコン34.1%となっており、スマートフォンが31.4%となっております。

このように多くの人々に利用されるインターネットは、子供たちにとっても身近なものとなっており、内閣府の平成24年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書では、子供のパソコンによるインターネットの利用状況を聞いたところ、「自宅のパソコンでインターネットを使っている」が小学生で59.9%、中学生で74.1%、高校生で80.5%であります。また「携帯電話でインターネットを利用している」は小学生で40.8%、中学生では75.3%、高校生では95.4%で、最近ではゲーム機にもネット機能がついており、ゲーム機でのインターネットの利用については、小学生28.1%、中学生29.8%、高校生で38.8%となっており、今や多くの子供たちがネットを利用しております。

その一方で、ネットの長時間利用により実生活に悪影響が出る、いわゆるネット依存と言われる事例が一部で問題となっております。先ほどの内閣府の調査では、パソコンによる平日自宅でのインターネットの平均的な利用時間は45分、平日自宅以外で平均時間は20.1分となっております。また、内閣府の平成25年度調査結果速報では、携帯電話とスマートフォンを所有する青少年の1日のネット利用時間が前年度より10分ふえ、平均1時間47分、2時間以上の利用者が39.8%となっており、青少年の携帯電話、スマートフォンを通じたインターネット利用が長時間化しております。

携帯電話やパソコンに没頭するインターネット依存の中高生は、厚生労働省研究班の調査では、全国で推計51万8,000人となっております。依存が強いほど睡眠時間が短くなることも判明、研究班はネット依存が健康に悪影響を与えていると警鐘を鳴らしております。ネット依存とされるのは、ネットの使い過ぎで健康や暮らしに影響が出る状態、悪化すると食事をとらなくなり栄養失調になることもあります。しかし、ただ現在は病気とは定まっておりません。

調査では、ネットに夢中になっていると感じるか、使用をやめようとしたとき落ち込みやいらいらを感じるかなど8項目を質問、5項目以上に該当しネット依存が強く疑われる病的な使用と認定されたのは8.1%で、病的な使用とされた中高生のうち、睡眠時間が6時間未満と答えたのは43%、調査時点の直近1カ月の午前中の体調が常に悪かった、しばしば悪かったと回答したのも24%であり、いずれもネットに依存していない人と比べて割合が1.6から2.7倍となっております。以上の状況から考えて、健康的な使い方ができるよう指導や教育をしていく必要があると考えております。

そこでお尋ねします。本市においては、どのような対策をとっておられるのでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） 早川議員のネット依存の小・中高生がふえているが本市の対策はの質問について、お答えさせていただきます。

ネットの依存につきましては、今のところ高校生や大学生などに多く見られるものですが、発症する世代の低年齢化は急速に進んでおり、小学生にも見られるようになってきていると捉えております。また、ネット依存症になると、友達とうまくつき合えない、学校に行かなくなるなど社会とのかかわり方について自分でコントロールができなくなったり、携帯やスマホなどが手元にないとパニック状態になったりするなど、深刻な問題だと考えております。

現状として、義務教育においては年齢が上になればなるほど所持率が高く、2013年調べで全国平均、小学6年生は44.1%で、中学3年生は68.5%です。前からこのような所持率が年々上昇しているという状況を把握しておりましたので、学校現場では持たせないように働きかけをすることよりも、使い方さえ正しく行えば大変便利なものであるという認識をもとに指導するほうがよいと捉えております。

それゆえに、子供たちには正しい使い方を目的とする情報モラル教育に力を入れていくことをこれまでよりも強化していきます。また、携帯電話などを所持させる保護者には、ネット依存症やネットの潜む危険性を伝えていくことが肝要であると考えております。

対策としまして有効と考えておりますのは、学校現場で子供たちにはあらゆる機会を通じて情報モラル教育を進めていくこととでございます。その機会を捉え、計画的に保護者とともに、また保護者向けに学ぶ機会を設けていきたいと考えております。それゆえ、これまでも学校長さんや生徒指導担当の方に直接お願いをしていきました。子供向けには、全ての学校で実施しております。保護者とともに、5校の学校で実施しております。保護者向けには9校で実施し、そのうち中学校は3中学校とも実施しております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 早川議員。

6番（早川公二君） 対策はとっていただいておりますということですが、その内容なんですが、インターネット依存について、中日新聞が全国の都道府県教育委員会に調査したところ、57%がネット依存予防のための教材や資料が不足していると。21%がネット依存に特化した指導の有無は把握していないと回答したとありますが、本市においてネット依存予防のための教材は十分であるのでしょうか、お伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） ネット依存症のための教材は足りているかの質問について、お答えさせていただきます。

国や県の教育関係団体、警察署、携帯電話会社、NPO法人など、ネットにかかわる指導をする内容の資料やリーフレットなどをいただいております。また、ネット上にもさまざま

なものがございますので、私どもとしては足りておるという認識でございます。

学校現場につきましては、教材の量よりも、その年齢に応じた適切な資料を用意したり作成したりして指導することが大事だと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 早川議員。

6番（早川公二君） 十分だという答弁ではございますが、年齢に応じた適切な資料を用意したりということがあるんですが、年齢に応じたといっても、最近でいうと小学校低学年がみんな1、2年が一緒のネットの利用状況かということ、そうじゃないんですね。うちの娘もそうなんですが、小学校2年生であっても、姉ちゃんが中学校であったり、親戚に中学生の姉ちゃん、兄ちゃんがおったら、もうレベルはそこへ行ってしまっておるんですね。

ですので、教材は十分だということではあります、年齢に応じたというその年齢の見きわめが今後大切になってくるのではないかなあと、そのように感じております。

では、次のほうに移ります。

次は保護者に対してなんですが、青少年インターネット環境整備法第6条において、保護者は青少年のインターネット利用の状況を適切に把握するとともに、利用を適切に管理し、適切に活用する能力の習得の促進に努めることとなっておりますが、決めつけては悪いんですが、このことをわかっておる保護者が少ないのではと感じております。

多くの青少年が初めてスマートフォン、タブレット等を手にする春の卒業、進入学の時期を踏まえ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を進めなければならないと考えております。そのためには、保護者に対する重点的な啓発活動を行うべきだと考えております。

私も娘たちが通う西部小学校で、先月ですね。2月20日にネットに潜む危険という講話を娘とともに受け、改めて子供たちのネット利用状況を把握し、きちんと管理しなければいけないと強く思いました。そのときの資料がこれなんですけれども、このようになっておまして、啓発用のこういう周知用のピラがあったりですね。

このときに勉強になったのが、子供が陥りやすい問題、ネット依存、ネットのいじめとかソーシャルネットワークサービスでの問題があったりとかですね。ネット依存に陥りやすい子供、これちょっと私も疑問だったんですけども、何でもネットで調べようとしているという子がネット依存に陥ってしまうということでちょっと疑問に感じて、先生に後から聞きました。僕は納得しました。この場では私は言いませんが、何でもネットで調べようとしている子供さんがいたら、ぜひともどうしていけないのかということ調べていただきたいと、そのように感じております。その際感じたことが、このように啓発を受けた者と受けてない者とのネットに潜む危険の認知度にかかなりの差があるのではということでございます。

そこで、本市において保護者向けの啓発はしっかり行っているのか、そしてまた私が行っ

たように、このように親子で学べる教室の今後の計画は立っておるのかどうか、お伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） 今後、保護者向けの啓発、親子で学べる教室の計画等でございますけど、こちらについてお答えさせていただきます。

市からも有害情報から子供たちを守るためにというプリントを作成して配布をしたり、国や県からのリーフレットなども配布をしております。ただし、議員が言われましたように、啓発の効果が十分あったとは言えず、今後の課題かと捉えております。

親子で学べる教室の実施につきましては、5校で年1回実施をしております。内閣府の統計調査でも、フィルタリングの利用率は啓発経験のある保護者の利用率が高いと出ております。また、愛知県教育委員会からもこの26年2月27日でございますけど、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」ということで、卒業式、入学式、入学説明会、保護者会、総合的な学習の時間、ホームルームの時間など、さまざまな機会や場を活用して、保護者や児童・生徒に対してスマートフォンなどの安心・安全な利用に関する知識を高め、注意喚起を促すための取り組みを積極的に推進するようという通知がございました。

保護者に対して、スマートフォンなどの購入時におけるフィルタリングの徹底や、家庭におけるルールづくりの推奨をお願いしたいと思っております。また児童・生徒につきましては、学習指導要領に基づいて、各教科の指導において発達段階に応じた情報モラルに関する指導をするようにしてございます。

教育委員会としましても、子供向け、保護者とともに、保護者向けに、系統を持たせ計画的に学ぶ機会を持つよう、今後も引き続き指導してまいります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 早川議員。

6番（早川公二君） 今後も計画的にやっていただけたらということですが、やったらいいという問題ではないとは思っておって、私は西部小学校で行った際には、高学年児童が56人、そして保護者が十七、八名ということで約3分の1ですか。やはりもっとも多くの保護者の方に参加していただければなあというふうに感じました。今後計画する際には、多くの大人が参加できる日程調整をきちんとしていただきたいなと、そのように考えています。

以上で終了します。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） 最後の質問者になりました。

次に鈴木みどり議員、お願いします。

3番（鈴木みどり君） 3番 鈴木みどり、通告に従いまして質問をさせていただきます。一般質問、最後となりました。皆さんお疲れのことと思いますが、よろしくお伺いいたしま

す。

今回、私は2点についてお尋ねしていきたいなと思っています。

まず最初に、青少年赤十字加盟登録についてです。

愛西市のある小学校では、ことし1月26日に6年生25名に、体験用人形9体とAED9台で心肺蘇生法の講習が行われました。また、岡崎市のある中学校では、先生の希望で、時間を分けて127名の生徒に、保健の授業で人形16体とAED16台で心肺蘇生法の講習を行いました。

青少年赤十字の目的、目標は、奉仕、人間として社会のため、人のために尽くす責任を自覚し実践する。そして健康、安全、生命と健康を大切にする。国際理解と親善、広く世界の青少年を知り、仲よく助け合う精神を養う。

そして気づき、考え、実行する。気づきとは、何げなく生活していると気づかないことも、自分が注意深い生活を送るといろいろなことに気づいていくものです。また、新聞やテレビニュース、インターネットなどで世界中で起きていることを知ることも気づきにつながるでしょう。考えとは、問題に気づいたら実態をよく調べた上で何をすべきかを考える。本当に必要なことを理解していないと、相手にとってはありがた迷惑になることもあります。実行するとは、幾らいい考えでも考えるだけでは意味はありません。勇気を出して実行しましょう。実行してみて初めて気づくこともたくさんあるはずです。評価、反省をして、活動をよりよいものにしましょう。誰もの心の中にある、本来ある優しさや思いやりの心を引き出して育てていくことです。

このように青少年赤十字の目的、目標が掲げられています。そして、生きる力を育む、思考力、判断力、表現力の育成、学習意欲の向上、問題解決的学習、体験的な学習、道徳教育、健康・安全教育、これは青少年赤十字と県の学習指導要領と一致したものです。

では、これに加盟すればどんなメリットがあるのか。総合学習の時間に、防災教育として避難所開設訓練、地域奉仕団と炊き出し訓練をしたり、救急法、保温法、体を清潔に保つ方法を学んだり、避難所生活講演会をしたりすることができます。またAED心肺蘇生法の出張授業や体の起こし方や車椅子の補助の仕方、癒やしのハンドケア、高齢者などの健康生活支援講習も学ぶことができます。

初めに言いましたように、心肺蘇生では赤十字社だからこそたくさんの人形やAEDを使って講習ができます。もし学校が避難所になったら、子供たちは自分の通っている学校なので校内をよく知っています。校内をよく知らない避難者に案内をすることもできます。

県下における青少年赤十字加盟登録は、小・中学校1,800校中904校と平成25年度は50.7%の加盟率ですが、平成25年度、愛知県青少年赤十字登録状況では、知多、海部地区の17市町村の中で小学校の加盟登録がゼロなのは弥富市と飛鳥村だけです。弥富市には小学校

8校と中学校3校がありますが、加入しているのは弥富中学1校だけです。弥富市の近隣の市町の状況を見ますと、蟹江町では小学校5校と中学校2校があり、愛西市は小学校13校と中学校6校、津島市では小学校8校と中学校4校があります。いずれの市町においても全校が加入し、加入率は100%です。参考までに、県立海翔高校も加入しています。

そこでお聞きしたいのですが、このような状況の中で、なぜ弥富市の小学校では加盟率の登録がないのでしょうか、そしてまた中学校は1校だけなののでしょうか、お尋ねします。

議長（佐藤高清君） 下里教育長。

教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

市内小・中学校の愛知県青少年赤十字への登録につきましては、御指摘のとおり弥富中学校1校のみということで、平成9年度から加盟しております。平成9年、弥富町の当時、中学校は2校、小学校は5校ございましたが、当時、弥富中学校が加盟した詳しい経緯は定かではございませんが、当時、町の代表校として加盟したのではないかと思います。以上です。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 平成9年に代表として加盟しているとのことでしたが、その後、なぜそれが広まらなかったのかとも思います。

教育長は、青少年赤十字の加盟についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

議長（佐藤高清君） 下里教育長。

教育長（下里博昭君） 御承知のとおり、青少年赤十字につきましては児童・生徒が赤十字の精神に基づいて世界の平和と人類の福祉の貢献できるよう、日常生活の中での実践活動を通じて命と健康を大切に地域社会や世界のために奉仕し、世界の人々との友好親善の精神を育成することを目的としております。

したがって、この際、市内全ての小・中学校が愛知県の青少年赤十字へ加盟すべきものと考え、速やかに加盟するよう指導してまいります。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 加盟している弥富中学校では、何か青少年赤十字の活動はしていますでしょうか。また、弥富中学校の状況もお知らせください。お願いします。

議長（佐藤高清君） 下里教育長。

教育長（下里博昭君） 青少年赤十字活動につきましては、これをしなければならないといったような義務はございません。地域や世界の人々の平和や福祉に貢献するような活動を学校の裁量で自由に行うことができます。この活動は、御承知のように、1つ目は健康・安全、2つ目は奉仕、3つ目は国際理解・親善と3つの柱に分けることができると聞いております。

弥富中学校では、現在のところ生徒がみずから赤十字活動はしておりませんが、学校全体の行事としまして、毎年「命を大切に」をテーマに命の講演会を開催しております。また、

2年生全員を広島へ派遣し、平和について学習することなども広い意味で活動に含まれると考えております。以上です。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） きょうは本当に東日本大震災から丸3年がたつわけなんですけど、当時ですね。平成9年ごろ、阪神・淡路大震災というのもあったんですけど、あのころは建物の崩壊、それで死者をたくさん出したということでした。

今回、東日本大震災では津波という大惨事になってしまったわけなんですけど、この東日本大震災のときには学校のちょうど下校時間と重なってしまったということもありました。また今日では南海トラフの心配もされています。防災意識が高まる中、地域のつながり、人と人とのつながりが本当に重要になってまいりました。

そんな今の状況から見て、加盟をしてくださいというのはあれですけども、先生方によく理解していただいて加入していただけるなら、それに賛同されるならしていただきたいと思うわけですが、これは本当に先ほど申しましたように加盟の義務があるものではないですね。これも各学校の校長先生の考え方とか、そういうものも加入する是非が決まるとも伺っています。学校も今いろいろなカリキュラムが組まれていて大変かと思います。今日、道徳教育も重視されてきていますし、子供たちに奉仕の心、人のために尽くすことができる人、人を思いやる心、自分は人のために何ができるのかを考えて実行できる人づくり、そして優しい心を育てていくためにも、児童・生徒が自主的で自立した生活ができるように知識を得ることは大切なことだと思います。ぜひ先生方に御理解いただけるように御指導いただくことを要望して、この質問は終わりたいと思います。

続いてですが、保育所の園庭芝生化、その後についてをお聞きしたいと思います。

平成21年6月の定例会において、前山本議員が弥生保育所建てかえのときの園庭芝生化について質問をされています。新しく建てかえられた弥生保育所では、中庭が芝生化されています。また、現在建設中の白鳥保育所でも一部芝生化されるようですが、弥生保育所では、その後、芝生化されている園庭を子供たちはどのように利用しているのか。そしてまた子供たちの反響はどうか、また保護者の方々の感想はどうかをお聞きしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） それではお答えします。

まず最初に、子供たちはどのように利用しているかということでございますが、議員がおっしゃいますように弥生保育所の芝生につきましては、保育所棟と児童館棟の間の中庭に整備をさせていただいたところでございます。

現在の利用方法につきましては、まず保育所につきましては主にゼロ歳児がその日の天候等も考慮しながら、午前中に1時間ほど芝生の上で遊んでおります。また、子育て支援セン

ターのほうでも月に2回程度、青空広場という行事を設定いたしまして、未就学児の親子さんが親子遊びとかリズム遊びで利用してみえます。

次に、子供たちの反響はどうでしたかということですが、中庭で自分たちだけで遊べるということや、転んでも痛くないということもございまして、子供さんたちは喜んで遊んでいるというふうに聞いております。

次に、保護者の方々の感想はどうでしたかということですが、子育て支援センターでは親子さんで御利用いただいておりますので、その保護者の皆様からは、安全で安心して遊べることや、芝の緑がいいということで好評であるというふうに聞いております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 芝のメリットは安全性です。子供たちは跳んだりはねたり転がったり、元気いっぱい遊び回ります。そして転んでも芝がいいクッションになり、仮にけがをしたとしても軽くて済むということもあります。そして、土踏まずの形成にもいいと言われております。今、グラウンドではだしで走ることは禁止されていますし、なかなか外ではだしで遊んだりするということができない状況となっております。

また、最近では、地球温暖化のせいか、今年の夏も今までにない猛暑に見舞われるということになりました。芝生は太陽の熱も吸収して、気温上昇を抑えるということもできます。そこにエコカーテンでもつくっていただくと、エアコン使用時間もひよっとしたら減るのではないかなあとと思いますが、そんなことで小さな子供たちにも、環境についても学んでいけるのではないかなあとと思います。

春になると風の強い日も多くなり、砂ぼこりで大変なときも何日かありますが、そんなとき砂ぼこりも舞うこともないです。今の冬の時期は芝生も休眠中に入り枯れてしまっていますが、傷んでしまったり土に戻ってしまったところなどはあるのでしょうか。また、芝は水やりや刈り込み、肥料や草取りなどの手入れが大変だと思われませんが、どのように手入れをしていますか。お願いします。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 最初に傷んでしまったところはないのかということですが、現在は枯れてしまったり土に戻ってしまったところはございません。

それから、どのような手入れをしているかということですが、芝の手入れにつきましては、夏などにつきましてはタイマーで設定できる自動のスプリンクラーによって散水をしております。刈り込みは非常に重要でございますが、去年は刈り込みをしておりませんが、刈り込みはタイミングも難しいと聞いておりますので、時期もいろいろ研究しながら、26年度には実施していきたいというふうに考えております。以上でございます。



議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 実は、私もこのことについて質問するに当たり、弥生保育所のほうに伺って、園長先生にお話も伺ってきました。

芝生がどのようになっているのかというのちょっと見学させていただいて、私が初め思っていたのとは、やっぱり実際先生のお話を聞くのと違っていたところは、芝生のところに私たちは園児たちが思いっきり遊ぶのかなあと思っていたら、3歳以下の本当にまだよちよち歩きの子だとか、そういう子たちがたくさん利用していて、子育て支援の親子とか、そういう人たちもたくさん利用してみえますという、先ほどお話しされたことでした。

先生にどうですか、芝生があっていいですかといったら、先生はとても喜んでみえていて、今はこんな茶色になっていますが、本当に緑になるととてもきれいで気持ちいいですよ、あそこでベビーカーで引いて、本当に小さなお子さんがそこで歩いたりするというのを想像して、園児たちはグラウンドのほうに行っているような遊具で遊ぶことが楽しいみたいですけれども、私はその小さな子たちが芝生をはだして歩いている、そういうのを聞きまして、そういうのも本当にいいなと思いながら話を伺ってきました。

何かお聞きしますと、これは園長先生ではないんですが、東海市では全ての保育園が芝生化されているというふうにお聞きしました。今後、市としてほかの保育所においても芝生化にしていく考えはあるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 今後、他の保育所も芝生化していくかということでございますが、先ほど議員が言われましたように、新白鳥保育所につきましても、園舎前の乳児の遊び場を中心としたスペースと園庭の中央のサークルの中にも芝生化を計画しております。

園庭の中の芝生化につきましては、転んでも痛くないため子供が思いっきり遊べることはもちろんのこと、地表面の温度を下げる効果により熱中症の予防にもなることや、砂ぼこりの防止にもなるというメリットもございます。今後も現場の保育士とも相談しながら、他の保育所への展開は財政状況も勘案しながら計画していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） ぜひ検討して、実行していただきたいと思うわけですが、弥富の子供たちが健康で伸び伸びと育っていくのは、保護者の方はもちろんのこと、私たち弥富市の願いでもあります。

ぜひよりよい環境づくりをお願いして、質問を終わりたいと思います。

議長（佐藤高清君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の

会議はこれにて散会とします。

~~~~~

午後 4 時32分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 炭 竈 ふく代

同 議員 山 口 敏 子